

自 令和 6 年 9 月 5 日
至 令和 6 年 9 月 13 日

令和 6 年第 3 回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	10
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（9月5日 木曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、散 会	
第2号（9月6日 金曜日）	25
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 畑井勝廣君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（副町長 山田光昭君）	
◎ 荒内 護君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（病院事務局長 小形正樹君）	
（健康増進課長 大水 要君）	
（学校教育課長 須藤鉄博君）	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

(学校教育課長 須藤鉄博君)

(健康増進課長 大水 要君)

◎ 田中光弘君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

(町民課長 工藤隆之進君)

◎ 船橋侑雅君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

◎ 太田満則君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(地域整備課長 佐々木隆志君)

◎ 内海 伸君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

1、質 疑	59
1、決算特別委員会設置	
1、議 案 付 託	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第3号(9月13日 金曜日)	61
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、決算特別委員会報告	
1、表 決	62
議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号	
議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号	
議案第61号 議案第62号	認 定
1、総務福祉常任委員会報告	
1、経済文教常任委員会報告	
1、表 決	63
議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号	
議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号	
議案第74号	原案可決
1、表 決	64
議案第71号	原案可決
1、表 決	64
議案第72号	原案可決
1、表 決	65
議案第73号	原案可決

1、表 決		66
議案第 7 5 号	同 意	
1、表 決		66
発議第 5 号	原案可決	
1、表 決		67
発議第 6 号	原案可決	
1、表 決		67
発議第 7 号	原案可決	
1、表 決		68
発議第 8 号	原案可決	
1、議員派遣の件		69
	承 認	
1、町 長 挨 拶 (町 長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第 7 5 号

令和 6 年第 3 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 9 月 2 日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和 6 年 9 月 5 日（木） 午前 1 0 時
2. 場 所 平内町議会議場

令和6年第3回平内町議会定例会 会期日程表

令和6年9月5日招集

月 日	開議時刻	件 名
9月5日 (木)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
9月6日 (金)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 決算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 散 会
9月7日 (土)		休 会
9月8日 (日)		休 会
9月9日 (月)		休 会

月 日	開議時刻	件 名
9月10日 (火)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)
9月11日 (水)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)
9月12日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
9月13日 (金)	午前10時	本会議 開 議 第 1 決算特別委員会報告 第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 3 議案第71号 第 4 議案第72号 第 5 議案第73号 第 6 議案第75号 第 7 発議第 5 号 第 8 発議第 6 号 第 9 発議第 7 号 第10 議員派遣の件 (町 長 挨 拶) 閉 会

令和6年第3回平内町議会定例会

9月5日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和6年第3回平内町議会定例会

9月6日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 質 疑

日程第3 決算特別委員会設置

日程第4 議 案 付 託

散 会

令和6年第3回平内町議会定例会

9月13日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

- 日程第 1 決算特別委員会報告
- 日程第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3 議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第 8 発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 日程第10 発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議員派遣の件

（町 長 挨 拶）

閉 会

令和6年第3回平内町議会定例会会議録

令和6年9月 5日 開 会

令和6年9月13日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第53号 令和5年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について
議案第56号 令和5年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
議案第57号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 令和5年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 令和6年度平内町一般会計補正予算案
議案第64号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第65号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第66号 令和6年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第67号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
議案第68号 令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案
議案第69号 令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第70号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第74号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2、議員提出案件

- 発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案

3、報 告

- 報告第13号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について
報告第14号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第15号 令和5年度平内町特別導入事業基金の実績報告について
報告第16号 令和5年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について
報告第17号 令和5年度平内町健全化判断比率の報告等について

報告第18号 令和5年度平内町資金不足比率の報告等について
令和5年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書
例月出納検査結果報告書

- 4、令和6年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和5年度の実績）

令和6年9月13日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

決算特別委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第53号	令和5年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第54号	令和5年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第55号	令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第56号	令和5年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第57号	令和5年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第58号	令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第59号	令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第60号	令和5年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第61号	令和5年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第62号	令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

令和6年9月13日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第63号	令和6年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決 す べ き も の	処置妥当
議案第64号	令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第69号	令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第70号	令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第74号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	上記同じ	上記同じ

令和6年9月13日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 亀 田 弘 徳

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第63号	令和6年度平内町一般会計補正 予算案（所管部分）	原案どおり可決 す べ き も の	処置妥当
議案第65号	令和6年度平内町国民健康保険 平内中央病院事業会計補正予算 案	上記同じ	上記同じ
議案第66号	令和6年度平内町水道事業会計 補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第67号	令和6年度平内町特殊索道事業 特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第68号	令和6年度平内町下水道事業会 計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
 日程第2、会期の決定
 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君
2番 荒内護君	3番 内海伸君	4番 田中大君
5番 亀田弘徳君	6番 田中茂勝君	7番 太田満則君
8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君	10番 田中光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷博君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 田中正美君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教 育 長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	代表監査委員 逢坂重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿	事務局長補佐 石岡 むつき
-------------	---------------

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

（町民憲章を朗読）

議 長（船橋健人君）御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第 5 3 号 令和 5 年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 5 4 号 令和 5 年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 5 5 号 令和 5 年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第 5 6 号 令和 5 年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第 5 7 号 令和 5 年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 5 8 号 令和 5 年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 5 9 号 令和 5 年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 6 0 号 令和 5 年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 6 1 号 令和 5 年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 6 2 号 令和 5 年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第 6 3 号 令和 6 年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第 6 4 号 令和 6 年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第 6 5 号 令和 6 年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第 6 6 号 令和 6 年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第 6 7 号 令和 6 年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第 6 8 号 令和 6 年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第 6 9 号 令和 6 年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第 7 0 号 令和 6 年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第 7 1 号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第 7 2 号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第 7 3 号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第 7 4 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、「議案第 7 5 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」以上 2 3 件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」、「発議第 6 号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」、「発議第 7 号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」以上 3 件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第 1 3 号 令和 5 年度平内町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について」、「報告第 1 4 号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」。

また、平内町特別導入事業管理者より「報告第 1 5 号 令和 5 年度平内町特別導入事業基金の実績報告について」。

次に、町長より、「報告第 1 6 号 令和 5 年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について」、「報告第 1 7 号 令和 5 年度平内町健全化判断比率の報告等について」、「報告第 1 8 号 令和 5 年度平内町資金不足比率の報告等について」。

また、平内町監査委員からは、「令和 5 年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

次に、参考資料といたしまして、「母（王乖彦）が中国で不当に逮捕されている件に関する陳情」、平内町教育委員会より、「令和 6 年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和 5 年度の実績）」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のあ

りました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）これより日程に入ります。

◇

日程第１、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、５番、亀田弘徳君、６番、田中茂勝君を指名します。

◇

日程第２、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から９月１３日までの９日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月１３日までの９日間とすることに決定しました。会期の日程表は、お手元の配布のとおりであります。

◇

日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第３、「議案第５３号」から「議案第７５号」まで、以上２３件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）こんにちは。本日ここに、令和６年第３回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、８月２９日九州南部に上陸した台風１０号に伴う影響により、日本各地に線状降水帯発生による大雨などがもたらされ、河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生、また、長時間の停電や新幹線の計画運休など交通機関も混乱し、国民生活に大きな被害をもたらしました。不幸にも亡くなられた方に対し、心より御冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされた御遺族の方々に、心より御見舞いを申し上げます。また、家屋等、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々にも、心より御見舞い申し上げ、一日でも早い復旧・復興を願うものであります。

さて、先月１２日に閉幕しましたパリ五輪では、日本人選手の活躍が目覚ましく、青森県人としては佐藤大宗選手が、欧米ではキング・オブ・スポーツと呼ばれる近代五種競技において、日本人初となる銀メダルに輝くなど、私たちに笑顔と涙、敬意と感謝に満ちた言動を記憶に残していただきました。

また、夏の全国高校野球選手権大会において、本県代表の青森山田高等学校が、昭和４４年の三沢高等学校、平成２３年、２４年当時の光星学院高等学校の準優勝に続く、ベスト４に進出し、高校生らしい一球一球に魂を込めた、はつらつとひたむきなプレーに感動と勇気をいただきました。オリンピック競技とともに、スポーツの楽しさや一体感が感じられ、競い合い、勝敗を超えてスポーツの魅力を発信していただいた選手たちに拍手を送ります。

我が町における今年の水稲につきましては、田植え前より少雪・少雨により水不足が発生し、作業及び生育に遅れが見られましたが、６月下旬以降の降雨により、大部分の圃場では生育が回復いたし

ました。しかし、下流域の一部圃場では、春以降の水不足の影響を受け、収穫量に影響を及ぼす状況となっております。

一方、農林水産省では8月15日現在の本県における今年の作柄概況を「良」と発表しており、平年作以上の収量が期待されるところでございます。昨年同様、高温が続いたことにより刈取時期が早まる見込みとなっていることから、適期刈取と収穫期まで徹底した管理が、良質米収穫の鍵となると考えております。

また、近年の異常気象については、自然を相手とする農林水産業全体に大きな影響を与えており、早急な対応が喫緊の課題となっております。町といたしましては、県をはじめとする関係機関と連携を図りながら、対応を強化していくとともに、状況に応じた生産指導を行い、町農業の発展に寄与していきたいと考えております。

一方、ホタテ養殖においては、昨年、陸奥湾では、7月下旬から海水温が平年より2度から4度高い状況が2か月以上続き、特に水深が浅い養殖場では高水温の影響が大きいなど、ホタテガイの成育環境として、非常に厳しい状態が継続したことから、高水温の影響で大量へい死が起こった平成22年に次ぐ被害となり、令和5年産の半成貝、新貝ともに初回入札から高値で取引されましたが、生産量が昨年より大幅に減産となりました。

今年の稚貝については、ラーバの母体となる親貝は不足しているものの、ラーバの出現数が昨年より多く見られ、付着数が昨年の平均付着数より多くなっており、まずは安心しておりますが、今年も猛暑により海水温が高く推移していることから、今後のホタテ養殖に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

このように、水温や潮流など環境変動の影響を受けやすいホタテ養殖は、その年ごとに環境条件が変化することから、ホタテの安定生産を続けるために、適正な時期に十分な量の産卵できる親貝の数を確保するとともに適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る丈夫な種苗を確保するために、引き続き生産者及び漁業協同組合と一体となって取組んでまいりたいと考えております。

本年度の町行政の運営につきましては、現在のところ事務事業全般にわたり順調に経過しており、これも偏に議員並びに町民各位の御理解と御支援の賜物であると心から感謝申し上げます。

さて、今定例会には、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件等、合わせて23件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第53号 令和5年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。現下の厳しい行財政に鑑み、限られた財源の重点的配分方針のもとに編成し、その予算執行に当たっては、適正かつ効率的に活用した結果、お陰様をもちまして計画した事業等は順調に実施され、所期の目的を達成することができました。

本議案にかかわる予算総額は、歳入歳出ともに78億720万2千円となりました。これに対する決算では、収入済額が77億1,717万6千円、支出済額が74億8,214万3千円、歳入歳出の差引残額2億3,503万3千円の剰余金が生じました。この剰余金については、繰越明許費の既収入特定財源25万円と一般財源分3,553万9千円を差し引いた残額1億9,924万4千円のうち、地方自治法の規定に基づき、財政調整基金へ1億1,000万円を積立し、残額8,924万4千円を令和6年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第54号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額19億4,396万1千円に対し、収入済額が18億6,771万3千

余円、支出済額が１８億２，４８４万２千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額４，２８７万余円の剰余金が生じました。

その大きな要因は、安定的な国税収と県支出金のうち、特別交付金を確保できたことであり、この剰余金については、全額令和６年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第５５号 令和５年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。まず、収益的収入及び支出における病院事業収益は、１５億５，４６６万６千余円となりました。一方、病院事業費用では１５億１，２３４万４千余円となり、これの差引額から資本的支出の消費税分３２０万６千余円を差し引いた当年度純利益は、３，９１１万５千余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、１１億３，７１５万余円で、昨年度より約３．３パーセントの減少となっております。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債が３，２６０万円、一般会計負担金が１億５，２５４万４千円、国保会計補助金が２６０万３千円で、収入の合計は、１億８，７７４万７千円となりました。一方、支出では医療機器の整備等に係る建設改良費が３，６９８万４千余円、企業債償還金が２億３，１４６万７千余円、医療職修学資金貸付金が４２０万円で、支出の合計は、２億７，２６５万１千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額８，４９０万４千余円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、「議案第５６号 令和５年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」であります。当町の給水人口は前年度比２３２人減少して９，４５７人となりました。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は２億７，５８４万８千余円、営業外収益は一般会計繰入金６７９万２千円を含み３，１０１万５千余円で、収益合計では３億６８６万３千余円となりました。また、費用においては営業費用で２億１，２０７万１千余円、営業外費用で２，８１０万６千余円、費用合計では２億４，０１７万７千余円となりました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債・国庫補助金及び工事負担金等で収入合計額９，３７７万円となり、支出では建設改良費の配水管布設替工事、企業債償還金等で支出合計２億３，１６８万１千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額１億３，７９１万１千余円は、現年度分損益勘定留保資金並びに現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億３１７万９千余円、建設改良費積立金３，４７３万２千余円で補てんいたしました。

なお、これらにかかる消費税を処理した結果、総収益２億８，１７８万２千余円、総費用で２億２，２５２万３千余円で当年度純利益は５，９２５万９千余円となりました。

次に、「議案第５７号 令和５年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額２，８４９万１千円に対し、収入済額が一般会計からの繰入金２，８２５万３千円と前年度繰越金２３万８千余円をあわせて２，８４９万１千余円となり、一方、支出済額が指定管理料ほかで２，６７０万９千余円となり、歳入歳出の差引残額１７８万２千余円の剰余金が生じました。この剰余金については、繰越明許費の既収入特定財源１３１万９千円を差し引いた残額４６万３千余円を令和６年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第５８号 令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額１億９，３６０万７千円に対し、収入済額が１億３，７２２万２千余円、支出済額が１億３，４６０万６千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額２６１万６千余円は、公営企業会計移行に伴い令和６年度下水道事業会計へ引継ぐことにいたしました。

次に、「議案第59号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」ですが、歳入歳出予算の総額1億2,812万5千円に対し、収入済額が1億1,506万2千円、支出済額が1億1,536万8千円となりました。この結果、歳入歳出差引額マイナス30万6千円は、公営企業会計移行に伴い令和6年度下水道事業会計へ引継ぐことにいたしました。

次に、「議案第60号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ですが、歳入歳出予算の総額3億6,677万6千円に対し、収入済額が3億6,414万1千円、支出済額が3億6,227万8千円となりました。この結果、歳入歳出差引額186万2千円は、公営企業会計移行に伴い令和6年度下水道事業会計へ引継ぐことにいたしました。

次に、「議案第61号 令和5年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」ですが、歳入歳出予算の総額15億1,507万2千円に対し、収入済額が15億4,827万5千円、支出済額が14億1,357万6千円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額1億3,469万8千円の剰余金が生じました。その大きな要因は、介護サービスの保険給付費が見込額を下回ったことによるものであり、この剰余金については、全額令和6年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第62号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ですが、歳入歳出予算の総額3億6,985万1千円に対し、収入済額が3億7,173万4千円で、支出済額が3億6,864万7千円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額308万7千円は、令和6年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第63号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」ですが、今回の補正は、総体として1億7万2千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに79億9,224万2千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、財産管理費、社会福祉総務費、ホタテ残渣収集運搬委託料及び処理業務委託料、農業用道水路補修事業費、農業施設整備等事業費、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金事業費、校務支援システム委託料について、新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入を見込んだほか、前年度会計からの繰越金確定分を増額計上し、歳入超過分については財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第64号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに3,601万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億4,727万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、国民健康保険事業費納付金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、決算剰余金確定により繰入金を減額、繰越金及び諸収入を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第65号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」ですが、資金的収入及び支出のうち収入では、エレベーター更新工事が業界の需給逼迫により年度内に発注ができない状況であること等から、関連予算である企業債を3,480万円減額いたしました。

一方、支出では、収入と同様の理由により、建設改良費の建物設備整備費を3,480万円減額し、収入支出ともに6億3,801万1千円の同額といたしました。また、このような状況を踏まえ、エレベーターの更新につきましては、発注に先立ち、工事予約を要することになりましたので、後年度

の円滑な事業実施を担保するため、新たに債務負担行為を設定する必要が生じました。つきましては、エレベーター3基の更新に関しまして、限度額を1億7,000万円、期間を令和7年度から令和10年度までの4年間とした債務負担行為を設定するものであります。

次に、「議案第66号 令和6年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち支出では、原水及び浄水費48万4千円、総係費10万2千円を増額し、収益的支出総額を2億7,632万7千円といたしました。

次に、「議案第67号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、前年度繰越金が確定したことによる予算調整を行うもので、予算総額について歳入歳出に変更はございません。

補正の内容について歳入では、一般会計繰入金を減額し、それに伴って繰越金を増額しました。歳出では充当財源を組替し予算調整を行いました。

次に、「議案第68号 令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち支出では、浄化槽費1万5千円、総係費8万8千円を増額し、収益的支出の総額を4億6,913万4千円といたしました。

次に、資本的収入及び支出のうち支出では、建設改良工事費242万8千円を増額し、資本的支出の総額を3億2,591万1千円といたしました。

次に、「議案第69号 令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1億2,148万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに15億7,437万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、繰越金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第70号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに308万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億7,613万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、諸支出金を増額し、歳入では、繰越金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び医療保険各法の改正により、令和6年12月2日をもって、健康保険証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることとなります。それに伴い、乳幼児・子ども医療費給付事務、ひとり親家庭等医療費給付事務及び重度心身障がい者医療費助成事務の受給資格認定時には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者の健康保険情報の確認を、番号法第9条第2項の規定による社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって各地方公共団体が、条例で定める事務の個人番号を利用した情報連携による他の団体への特定個人情報照会の実施によって可能とするため改正するものであります。

次に、「議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」であります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第 7 3 号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が一部改正され、本年 1 2 月 2 日から、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴い、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されたこと及び令和 6 年度診療報酬改定に伴い、引用している別表の項目にずれが生じることから、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第 7 4 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、協議する必要が生じ、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第 7 5 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。現委員の田村美智子氏は本年 1 0 月 7 日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたしたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前 1 0 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前 1 0 時 4 1 分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、決算特別委員会設置

日程第4、議案付託

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 石 岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、4番田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）はい、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君）皆さん、おはようございます。

毎日のように報道されております自由民主党、立憲民主党、公明党では、総裁や代表の任期満了が近づいているため、それぞれの代表者を選出する手続に入ろうとしております。私が入党しております自民党では立候補表明者数が過去最高となっており、立憲民主党と並んで連日メディアに取り上げられない日はありません。国会に多くの議席を持つ政党の党首が何を考え、どのように行動していくのかは、国の将来や国民生活に直結します。選ばれる各党の代表者には、肝に銘じて政治に当たっていただきたいと考えます。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、チャットGPTの活用についてであります。チャットGPTは、アメリカ企業のオープンAIが開発した対話型の人工知能によるサービスであり、サイトなどから無料でも利用できます。チャットGPTに代表される生成AIは、これまで人間が行っていた何かをつくり出す仕事をも代替し得る大きな可能性を持つと言われていました。対話形式で入力された質問に従って文章や資料の作成、要約、あるいは映像や画像制作、音声の文字起こし、また作曲などを行う便利で有効なツールであることは自治体の対応も業務効率化につながると好評価で、導入する自治体が増えてきています。ビジネスを進める上で仕事の生産性を上げるためにチャットGPTは大いに役立つということで、AIをどう取り入れるか個人のレベルでも可能になってきました。そこで、私としては、チャットGPTを普段の政務活動において導入し始めました。私自身の議員活動の生産性を上げていく必要がありますし、地域の様々なビジネスをしている方々や行政で活躍されている方々がさらに生産性を上げて、良い仕事をするためにも、私自身もゼロから勉強してみようと考えております。

また、現在既に100以上のAIを利用したサービスが存在しております。その中でも文書作成はこのAIサービス、チャットボットにはこのサービス、マーケティングにはこのサービスと、様々なサービスが存在します。これらのサービスの選定も含めて、自治体の職員の皆さんが判断できるように時代に合わせたITリテラシーを身につけていくことも大切なことだと考えます。

自治体がチャットGPT等のAIに関わる主な目的は、以下のようなものが考えられます。

まずチャットGPTを活用することで、町民の問合せや手続を迅速かつ効率的に処理できます。自治体のウェブサイトやオンラインポータルでの自動応答や情報提供により、町民の利便性や満足度を向上させることが可能です。また、基本的な問合せやタスクを自動化するため、職員の負担を軽減し業務効率化を実現します。これにより、職員の皆さんは専門的な業務をより高度なサービス提供に集中できます。さらには24時間体制で応答できるため、町民は場所を選ばず、休日や深夜でも問合せ可能で利便性が向上します。また、問合せの内容といった大量のデータを処理し、町民の問合せや関心事を分析することができます。これにより、自治体は町民のニーズやトレンドを把握し、より効果的な政策立案やサービス改善に活用できます。

昨年12月、ブラジル南部ポルトアレグレ市議会では、チャットGPTが数秒で全文を作成した条例案が全会一致で可決、施行されたということで大きなニュースになっていました。また、昨年、全国の自治体に先駆けて試験導入した横須賀市では、昨年4月下旬からの実証期間である41日間で約2万6,000件の活用があり、活用した職員の8割以上が仕事の効率が上がると回答し、継続利用したい旨の意を示したとのことであります。チャットGPTや生成AIなどの活用により職員の皆様

の仕事の効率が上がることで、限られたリソースを新たな課題解決に振り分けることができますし、教育や福祉分野など人でなければできない業務のウエートが高い分野への人的集中のチャンスができ、町民の利益向上へもつながることが期待されます。また、チャットG P Tには学習機能があるため、秘匿が必要な情報を入力しないようにするなど、うまく共存することが求められます。行財政改革の必要性が叫ばれて久しい中、当町でも職員の人数は限られており業務効率を上げていかなければなりません。そうした中、昨年より町公式L I N E等でチャットG P Tを導入しております。今後、チャットG P Tについてどのように業務への活用をするのか、町民サービスを向上させるためにどのような形で活用しようとしているのか、職員の研修をどのように実施しようと考えているのか、お尋ねいたします。

次に、夜越山森林公園西側エリアトイレ整備についてです。観光地におけるトイレ整備は、観光体験の質を大きく向上させる重要な要素であると考えます。快適なトイレ環境は、観光客、利用者の満足度を高め、再訪問の意欲を促します。特に、清潔でアクセスしやすいトイレは長時間の観光や移動に伴うストレスを軽減し、観光地での滞在を快適にしてくれます。それに加え、トイレ整備は地域のイメージの向上にも寄与するものであります。質の高い施設は観光客に良い印象を与え、S N Sや口コミ、レビュー等で高い評価を得ることができます。これは観光地のブランド力を強化し、将来的な集客につながることは間違いありません。

夜越山森林公園は我が町における最重要観光地の一つであり町民の憩いの場でもあります。数年前に夜越山森林公園第4駐車場のトイレが解体されました。また、近隣のグラウンドゴルフ場は、町グラウンドゴルフ協会会員を中心に例年4月20日から11月末まで、毎週月、水、金曜日の週3日、グラウンドゴルフを楽しんでおります。しかしながら東屋、水飲み場はあるものの近隣の旧テニスコートにあるトイレは、くみ取和式であります。会員は御高齢の方が多く、足腰が衰えたり関節の具合が悪いなどの理由で和式は利用できない方が多数を占めます。聞くところによれば、トイレを我慢するためにプレー中も水分を控えておられる方もいるそうです。また、朝夕のウォーキングを日課としている方々におかれましても、公園内西側エリアにトイレがないことで不便を感じておられているとのことです。公園内西側エリアのトイレ事情をカバーするために新たにトイレを整備するとなれば、工事費、維持管理費が大きな財政負担となってしまいます。

そこで当面の代替案として、イベント等で使用する仮設のバリアフリー洋式トイレを常設、または電気の供給さえできれば使用可能なバイオトイレの設置など、財政負担を抑える方法もあります。喫緊の課題として検討していただき、将来的には観光地としてイメージアップが図れるようなトイレ整備も併せて御検討いただくようお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） おはようございます。

田中 大議員の御質問にお答えいたします。

第1点目のチャットG P Tの活用についてでございますが、まず我が町における公式L I N Eについては、町イベント情報等の発信や各種制度に関する問合せ対応を通じて、住民の利便性向上を図る目的で令和5年1月から導入し、これまで540名が利用登録しております。デジタル技術を活用した自動応答システムにより24時間365日、スマートフォン等のS N Sアプリ、L I N Eからの問合せに自動で回答できるほか、町からのプッシュ型の通知として鳥獣被害に関する緊急情報を発信するなど、リアルタイムの情報発信ツールとして住民サービスの向上のみならず、職員の業務効率化に

も効果を上げております。

チャットGPTは、自然言語処理や画像生成に関する生成AIの一種であり、膨大な学習データを基に、幅広い分野において人間のような自然な文章が生成できるといった特徴があります。生成AIは文章の作成、要約、翻訳やアイデアの提案など様々な使い方が可能であることがメリットであります。しかしながら、事実とは異なる文章作成や質問への回答があるなど、利用方法については検討する必要があると思っております。

町では、本年度から住民サービスや業務改善を目的としてデジタル・トランス・フォーメーションを推進するための庁内組織を立ち上げており、本年度は各種会議録などの要約機能等のある文字起こしサービスの導入を決めております。

なお、今後の本格導入に当たっては、他市町村の動向を情報収集しながら個人情報の扱いなどの利用規則を定めた上に、チャットGPTを含めた生成AIの有効利用に向けて検討してまいります。

次に、2点目の夜越山森林公園西側エリアトイレ整備についてであります。第4駐車場にありましたトイレは、令和3年7月に建物の老朽化、設備がくみ取式で利用者が少ないということから解体いたしました。西側エリアに新たなトイレ・仮設トイレを整備することになれば、建設費のほか、清掃、光熱水費、補修・改修等の維持管理費が生じること、また、臭い、汚いといったイメージや落書き、器物破損、異物投棄、性犯罪、盗撮等の犯罪リスクがあることから、今のところ整備することは考えておりません。観光地におけるトイレの整備は快適に過ごしていただくための受入れ環境の整備の一環として必要であると理解しておりますので、様々な社会要請を踏まえ、今後検討してまいります。

一方、夜越山森林公園内には、24時間利用できる第1駐車場トイレのほか、営業時間内であれば、サボテン園休憩所、スキー場ヒュッテ、パークゴルフ場、センターハウスでトイレを利用することもできますので、グラウンドゴルフ場利用者のほかに夜越山森林公園をウォーキングで利用する方には既存の施設を利用していただくことを御理解願います。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中 大君。

4 番（田中 大君） チャットGPTをはじめとするAIサービスを使いこなすためには、プロンプトと呼ばれるAIへの指示の出し方が重要であり、的確なプロンプトを書く能力を持つ職員が増える必要があります。そこで、まずは文案作成やアイデア出しなど比較的簡単な業務からチャットGPT等を導入し、職員の皆さんがAIとのやり取りを重ねながらプロンプトのスキルを高めていくべきと考えます。また、情報流出のリスクもあるため個人情報等は入力を禁止するなど、一定のルールを定めたガイドラインが必要となります。ガイドラインの策定など安全に利用できる環境を整え、職員の皆さんのリテラシーを高める研修等を実施し、万全な対策を講じながらチャットGPTをはじめとしたAIサービスをフル活用していただくようお願い申し上げます。

また、夜越山森林公園内西側エリアトイレ整備についてですが、夜明けと同時に日没まで、ランニング、ウォーキング、ペットの散歩、グラウンドゴルフ、第4駐車場から頂上への健康登山、駐車場での休憩など西側エリアは利用者が多いです。西側エリアのトイレ整備を再度お願いして、以上で一般質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で4番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、9番畑井勝廣君の登壇を許します。（「はい、9番」の声あり）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

地元企業優先発注について。都会で景気がよくても地方への波及が遅い、効果が小さい、さらには外国為替相場における円安を背景とする物価高騰と、中小企業の経営もかつてなく厳しい状況に置かれております。特に、製品単価が高く裾野が広いとされる建設業は地域経済を下支えする効果が期待されているものの、せめて町発注の公共工事は町内業者に請け負わせてほしい、町外業者の単独ではなく町内業者とのJVを条件とするなどしてほしいという切実な声が寄せられております。私たち町民は、町の活性化を図るためにも、地元業者が技術を向上させ競争力をつけることにより、町内外からの受注力が伸び地元の雇用が創出され、町の税収が上がり町民に還元される、そんな元気な平内町を望んでおります。そのためにも、町当局において今後の町内建設産業をどのように位置づけるかが重要であると確信しております。今のままでは技術者たちが高齢化して会社を去っていくときには、後継者がいないため会社自体の事業縮小を招き、それに伴い地域も衰滅してしまいます。地域の社会基盤整備、災害時の復旧作業、多数の労働者の雇用を担う地元建設業者の育成を主眼にしなければなりません。町民から徴収した税金は、地元業者を通じて町民へ還流されるべきであります。役場は地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に関わる実施方針を定め、適正な競争原理の下、公平性を確保した上で地元企業への優先発注を推進しなければなりません。

そこで、当町においては、どのような運用対象、目的、実施方針を設けているかについて、大きく分けて次の4点を伺います。

第1に、町の納税者の誘導や税収の増加を図るため、町内に主たる営業所を登記あるいは営業所を構え、当町に法人住民税を納税している業者を地元業者と位置づけるべきと考えますが、見解を示してください。

第2に、町発注事業の指名入札を実施するに当たり、業者選定の基準はどのようなになっているのか示してください。

第3に、地元業者受注拡大の施策や配慮はどのように行っているのかを示してください。

第4に、当町の建設工事を受注した町外業者が下請業者を選定する場合は、町内業者を優先選定するよう促す要綱の作成、何らかの指導を行っているのかを示してください。

以上、壇上よりの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、畑井勝廣議員の御質問にお答えいたします。

まず、町の工事発注についてでございます。土木工事や水道工事、建築工事など発注金額の大小はございますが、令和5年度は約70件ほどの工事の発注を行っており、このうち約60件については地元企業を中心に指名競争入札での発注を行っております。

それでは、地元企業優先発注についての1つ目、地元業者の位置づけについてであります。古くから町内で事業を行っている業者はもとより、議員御指摘のとおり町内に支店や営業所等を設置している業者も地元業者として認識しているところでございます。

次に2つ目、業者選定の基準についてであります。町では、指名業者を選定するに当たり平内町建設業者選定要綱を策定しており、この中の第3条において、選定に当たっては、信用度、工事成績、工事契約の履行状況、技術者の状況、手持ち工事の状況、請負工事施工上の地理的条件の6項目について留意することとなっております。それ以外にも町との信頼関係などを基に総合的に判断しており、指名願いを出しているからといって指名業者として選定されるものではございません。

次に3つ目、地元業者受注拡大の施策や配慮についてであります。今までもそうであります、地元業者で対応できる工事につきましては地元の業者へ発注を行っており、今後も継続して行ってい

くこととしております。

次に4つ目、下請業者の選定に当たって地元業者を優先選定するよう促すことについてであります。要綱の作成などは行っておりませんが、大規模な工事で多くの下請業者が必要な工事等については地元業者を優先的に使っていただくようお願いをしておるところでございます。要綱等を作成し義務づけることについては、業者間の自由な競争を制限することになるなど様々な問題が発生することもあることから、今後慎重に検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、町では、地元業者の育成、地元経済の活性化を図るため、今後も地元業者で対応できるものについては地元業者へ発注していくこととしております。

以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、畑井勝廣君。（「はい」の声あり）

9 番（畑井勝廣君） 1点目なんですけれども、ホームページ等で建設設備などの町内の登録業者は20社、物品販売等の登録業者は19社となっておりますが、町内業者と県内業者の違いは町内に営業所があるかないかというだけで指名における優先順位等はないのでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 畑井議員の御質問にお答えいたします。

当然、選定要項の中に請負工事施工上の地理的条件というのがございます。今までもそうですけれども、県内の業者、市内の業者等にも町に指名に入りたいという御要望はございますので、町としては町内に支店、営業所もしくは事業所等を設置していただきたいということをお願いしておりますので、一応、条件としてはあるものと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君） 町民からの徴収した血税が町民へなかなか地元で仕事が取れないと、そういう場合においては税収の落ち込み、ひいては町の死滅につながっていくんじゃないでしょうか。その点について地元を、優先的なものの考え方について伺います。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 畑井議員の質問にお答えいたします。

私、税の詳しい仕組みはちょっと理解しておりませんが、町内に支店、営業所、事業所等を登記した段階で法人税が発生いたします。よって、それをもって地元の業者という認識をしておりますけれども、また、発注については、町長から答弁あったとおり地元の業者で対応できるものについては全て町内業者へ発注をしているところでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君） 地元で営業所、本社があっても全て入れるもんじゃないんだと、そういう町長の答弁がございました。先ほど来、この平内建設業者等選定要綱から見れば、——が入っております。各総合評価値を見れば、そんなに遜色がないんじゃないかなと。やっぱり地元で会社を持つということは、そこで職員も育てる、家族も育てる、ここで子どもたちに教育させると、そういうもので経営を補っている会社も多々多いかと思えます。そこで、やっぱり地元の業者を1回入札、土俵に上げなければ点数は上がってこないんです。確かに、第3条に、1、2、3、この部分については新しい業者の芽を摘んでいるように私は思う。第6は、地理的にはそんなに問題

ないと思うんだけど、やっぱり業者を育てていかなければ、このままであれば衰退しちゃう。私は平成9年にこの世界に入ったときに、ある課長が言いました。そのときは学校が建設ラッシュであったからだと思います。やっぱり指導して平内の業者がこういう建物を建てなければならない、それを見たい、そして育てたい、そういうお話をしておりました。その考えについては今でも変わりありませんか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）畑井議員の質問にお答えいたします。

当然、地元の業者で大規模な工事は、やれるものであれば当然、地元業者へ優先して発注していくということに変わりはございません。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）入札を決めるのは建設業者であります。その権利を妨害する裁量権は、今の状況でいけば逸脱しているんじゃないかと思う。やっぱりそれなりの業者を育てていくためには、育成というものを念頭に置いて今後進めていく考えがあるかどうかお答えください。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）畑井議員の御質問にお答えいたします。

指名業者につきましては、現在、行っております事業の中で継続してやっているわけでございます。新たに指名に入りたいという業者も何社か顔を出しております。その業者につきましては、実績と、県の実績、あとは青森市での実績等もございますし、町といたしましては、町の業者の下請に入ってきて実績をまず積んでほしいということをお願いしておりますので、それがひいては指名ということに関わってくるものと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）いろんな、町では町長選挙とか大きい選挙がございまして、それらの中で応援したから応援しないからということで指名に入れないとか入れるとか、そういう問題は聴取されたことはありませんか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）業者の指名選定につきましては、最終的な判断は町長、副町長が行うこととなっております。ただし町としては、そのような絡みで業者を選定することは当然ございません。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）畑井議員の御質問にお答えいたします。

昨年の10月に町長選挙がございました。その中で指名に入れてほしいと、そういう動きもございました。しかし、それは、やはりさっき佐々木課長がお答えしたように、いろんな総合的な判断でやっていくべきものだとは私は考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）一覧の総合評定値を見ればそんなに遜色がない、各業者とも。まあ、突出して

いるとすれば、————は他社から見れば1,100以上ですので突出しているんじゃないかなと思う。東北町でこういう事例がありました。選挙がありました。指名から外されました。裁判で、その業者が勝ち取ったのが記憶に新しい。そういうことはないということで安心しました。

そこで、ここに電気関係等もあります。電気の指名願いを出している会社も2社ほどあります。体育館の照明器具、LEDの一式工事または武道館のエアコンの設置等などについて地元の業者が全然入ってない。何年出しても入れてもらえない。そして修理だば電話来ると。来たときには、まけてけろ、まけてけろと。取ったところの業者が修理に来ないところで、こったな仕事は来るだねと、そういうお話をしております。それで、会社に出向いてお話を聞いてまいりました。この仕事はできないのかと、エアコンつけねんだがと、LEDはそつたに難しい電気なんだかと。いや、何でもやれると。修理をお願いしてあるんだったら、一度、土俵に上げてやっぱり使っていかなければ地元の点数も上がっていかない。まして、あの入札願いを出している会社もそんなに小さい会社ではない、東北電力の指定業者でもありますし。そういう会社が入札に入れないとは、そこにはまた何か事情があるのか、できないと見ているのか、1度は入札に対して見積りを出させたそうです。ただ見積り出しただけで終わりました。私から見れば指名外しじゃないかと思うんだけど、その点についてお答えください。

議 長（船橋健人君）畑井勝廣議員。

9 番（畑井勝廣君）はい。

議 長（船橋健人君）ただいまの発言の中で固有名詞が出ましたので。

9 番（畑井勝廣君）固有名詞。ああ、そうか。

議 長（船橋健人君）————というその部分は削除させていただきます。

9 番（畑井勝廣君）分かりました。

議 長（船橋健人君）今後、固有名詞は出さないように、ひとつよろしくをお願いします。

9 番（畑井勝廣君）分かりました。

議 長（船橋健人君）気をつけてください。

9 番（畑井勝廣君）はい、すみませんでした。

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）畑井議員の質問にお答えいたします。

電気工事に関しましては、大規模なものもございます。そういうものについては、町内の業者で対応するには厳しいと判断した場合には市内の業者をお願いしております。ただし、数年前にも街灯のLED化を行いましたけれども、それは地元の業者に対象にして発注しております。業務の内容によって地元業者と、あと大手の業者を使い分けるということは仕方ないのかなという具合に考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）はい、副町長にお伺いいたします。

この要綱でまいりますと、副町長が委員長となっております。そのほか数名入っております。それで、1件の金額につき5,000万円以上の工事については審査をするため、じゃあ5,000万円以下については副町長単独の指名だということでよろしいですか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）ただいまの御質問にお答えいたします。

私が委員長になっているのは、5,000万円以上の工事の指名業者を選定するための委員会のためにある委員長であります。その以下については、じゃ私が決めているわけではなく、担当課からのこういうこういうこういう指名したいと、平内町の業者9社ありますけれども、この9社でやりますと、じゃオーケーですよと、そういう具合にやって、私がこれは外しなさい、これを入れなさいということはありません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）ある決まった事業者ばかりの閉鎖された空間になると、談合やダンピングなどが起こる可能性が高まります。そういう点では、町でも非常な多大な被害を被るのではないかと思います。その点についてお答えください。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）畑井議員の質問にお答えいたします。

今指名している業者は、町が信頼して指名している業者でございます。適正な価格で発注を行い、適正な価格で受注が行われているものと考えておりますので、現時点で畑井議員がおっしゃるような心配をしていくことはございません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）再度お聞きします。

地元の業者を育てるために、やっぱり入札に、その中で切磋琢磨していかなければならないと思いますが、その点について再度答弁ください。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）先ほどもお答えいたしましたけれども、当然業者の育成は大事だと思っております。ただし新たに入ってくる業者につきましては、町でも情報が少ない業者もたくさんございます。町に指名を出している業者も数社、町内の業者でもおります。その中で仮に新しい業者の選定が必要になった場合は、先ほどの基準等にとって新しい業者を選定していくことになると思います。先ほどもお話ししましたけれども、町としては、いろんな業者の下請、あとは町の軽微な、それこそ維持補修の工事を出しておりますので、そこら辺できちっと実績を積んでいただければという具合に考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君）課長から育てていくんだという答弁をいただきましたので、これで一般質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で9番畑井勝廣君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたしまして、トイレ休憩にしたいと思います。10時55分まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、2番荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）2番荒内 護君。

2 番（荒内 護君）まずは、このたびの台風10号により命をなくされた方々には心より御冥福をお祈り申し上げます。そして、甚大な被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

役場新庁舎が令和9年8月完成予定となっています。皆様も御存じのとおり、既に用地造成、水道整備が進められております。役場新庁舎が完成すると人の流れも変わってきます。そして、目の前の平内町唯一の観光スポットである夜越山森林公園があります。町民のアンケートでは賛成多数で移転が決まったわけですが、我々はアンケートに答えるとき、いろいろなことを想像し、期待し、一つの答えを導き出します。この移転のアンケートにおいても同じように、沼館地区、浜子地区ほか周辺地区の発展と夜越山森林公園を活用した平内町の活性化をイメージし、それを願っての賛成だという町民の声を頂戴しています。そして、隣接する平内中学校が開校してからは、子どもたちの行き交う姿を見て昔のにぎわいが戻ってきたと喜ぶ地元の方もおります。一方では、道路が昔のままで狭いのには交通量が多くなり事故が心配だという不安に思う方もおります。役場新庁舎完成後には、国道だけではなく町内の道路を利用する方も増えます。これらを含めて、役場新庁舎を生かした地域づくりを町としてどのようにお考えか、お聞かせください。

また、町民のアンケートでは反対の意見も当然ありました。その反対意見を出してくださった町民の方々からも、いろいろなことを想像し、それぞれの思いがあって反対したというお話を頂戴しています。今まで平内町の中心地としてにぎわってきた今の役場庁舎周辺の小湊地区の皆さんからも、停滞させてはいけない、今の庁舎の跡地を生かし、これからも平内町の中心地として、また重要な地としての役割を持ち続けてほしいと願う声も頂戴しております。これに対して町のお考えをお聞かせください。

次に、当町のマイナ保険証利用者登録状況と今後の対応についてですが、まずはマイナンバーカード取得状況について少し触れていきます。他県では、マイナンバーカードを取得するに当たって、健常者を想定した機械設置の対応は障がい者に苦痛や不便を感じさせ困難であると訴え、保険証廃止に反対する団体も出てきております。当町では、マイナンバーカード取得に関して大きなトラブルもないとお聞きしています。その背景には、当町の担当職員の気遣いと町民に寄り添ったサポートができているからだ感謝を申し上げるところであります。

平内町のマイナンバーカード交付率は、今年2月末時点で65.7パーセントであると3月議会で報告されています。それから約半年経過しているので、当然、交付率も上がっているものと確信しております。そこで、政府は今年12月2日で保険証の発行を廃止し、マイナ保険へ移行します。猶予期間は最長で1年間とし、その間、現行の保険証が期限を迎えた場合には、その期間内で延長できるとなっています。また、マイナ保険証はマイナンバーカードと同じく、法律上、国民に強制されるものではありません。あくまでも任意であります。任意である以上、マイナ保険利用者登録数は100パーセントになることはないわけで、当町も100パーセントにはなりません。現在の町のマイナ保険利用者登録数はどのぐらいなのか、お答えください。

そして、先日、9月2日の新聞記事の1面にマイナ保険について大きく取り上げられていました。その中で青森県の居住者の回答で、マイナ保険証制度を理解しているが56.8パーセント、理解できていないが43.2パーセントで、ほぼ半々になっていました。恐らく当町でも同じくらいの割合になるのではないかと思います。残り数か月、これらの状況を踏まえて町ではどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

また、マイナ保険証を利用される方々の中には、背の低い高齢者の方、病気の方、車椅子の方、記憶障害のある方など多種多様でございます。これらに対し平内中央病院では対応をどのようにお考えか、お聞かせください。また、町内の医療機関にも協力をお願いすることができるのか、お考えをお

聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、荒内 議員の質問にお答えいたします。

第1点目の新庁舎完成時の地域づくりについてであります。役場新庁舎建設につきましては、公募型プロポーザル募集公告を6月28日より再開しまして、8月末までに2社から参加資格審査書類の提出があり、今後11月中旬までに提案書を提出していただく状況でございます。

さて、御質問の役場新庁舎の建設予定地であります旧少年院跡地の利活用及び現役場庁舎の跡地の利活用につきましては、役場新庁舎建設の公募型プロポーザル募集、最優秀事業者の選定、契約等が順調に推移いたしましても役場新庁舎の完成時期が令和9年7月末頃と予定していることから、現時点での町の計画、方針については、新役場庁舎が完成して初めて実感として感じ取られる風景、景観が見えてくることから、役場新庁舎完成後、速やかに町の各種団体等の代表者や有識者による協議会を立ち上げ、丁寧な議論を重ねて答申等をいただいた上、議会議員の皆様とも検討、議論を重ね、利活用についての町の計画、方針を決定してまいりたいと考えております。

次に第2点目、町のマイナ保険証登録状況と今後の対応について。1つ目、現在、マイナ保険証を登録されていない町民の方はどれくらいいるのか、これを今後どのように進めていくのかについてありますが、議員御承知のとおり、令和6年12月2日から、これまでのような保険証が廃止されることから、国としてもマイナ保険証の利用促進に努めているところでございます。

現在、マイナ保険証を登録していない方の割合でございますが、こちらは各保険者で登録者の割合を把握していることから、町全体については把握しておりませんが、平内町が保険者となっております国民健康保険の被保険者における登録率は令和6年7月時点で65.63パーセント、青森県後期高齢者医療広域連合で把握している後期高齢者医療の被保険者については5月時点で61.59パーセントとなっております。そのため、現時点で登録していない方は、国保、後期高齢者の被保険者に限りますが約3割から4割程度いるものと思われま。

また、今後の対応についてであります。国保の被保険者につきましてはマイナ保険証の利用勧奨用パンフレットを7月に既に発送しております。また、国保及び後期高齢の窓口においても、各種申請時にはマイナ保険証の利用により医療機関での窓口負担が限度額で収まることなどお知らせしております。今後も引き続き、国の制度に基づきマイナ保険証の利用勧奨をしてまいります。

次に2つ目、高齢者や病気、記憶障害のある方々には医療機関の利用が困難という声も聞かれます。これに対する平内中央病院の対応はどうか、また、町の医療機関に働きかけているのかについてであります。平内中央病院では今年4月中旬から受付時に窓口においてお声がけをする際に、従来の「保険証はお持ちですか」から「マイナンバーカードはお持ちですか」に変更して、担当者が操作の説明や補助をしながら手続いただいております。また、パスワードを忘れた場合であっても、平内中央病院に設置しているマイナ保険証読み取り機は顔認証機能付きのものになりますので、パスワード不要で利用が可能であり特段混乱も生じておりません。また、院内での関連情報の掲示物に加え、ロビーにモニターを設置しマイナ保険証利用促進に関する動画を繰り返し放映し普及に努めているところでございます。その結果、3月以前はマイナ保険証の利用が月に延べ100件程度であったものが、4月は254件となり、7月現在は534件、利用率が25.5パーセントと着実にマイナ保険証を提示していただける方が増えております。今後は、12月に予定されているマイナ保険証の完全移行に向けて利用者急増に伴う混雑を避けるためマイナ保険証読み取り機を増設し、体制強化を図る

予定でございます。

町医療機関への働きかけにつきましては、現時点では各医療機関での御判断もあることから、特段マイナ保険証の利用に関する働きかけはしておりませんが、町内医療機関関係者が出席する会議などでの様々な情報を共有する機会は設けております。

今後とも、マイナ保険証の利用については、国の制度に基づいて広報していく予定でございますし、マイナ保険証を登録されていない方も受診時に御不便のないよう、12月2日以降の新規加入や資格変更時には、各医療保険者ごとに資格確認書という保険証の資格情報を記載した書類を発行し対応することになっておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 2番荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 質問に対して、御答弁いただきありがとうございます。御答弁に対して、もう一度確認していきたいと思います。

まず1つ目の答弁の役場新庁舎を取り囲む周辺の地域づくりと跡地周辺の地域づくりですが、ただいま町長の方から、新庁舎できた頃には周りの景観も見え、具体的に皆さんと議論を重ねてやっていきたいというふうに答弁をいただきました。なかなか今の時点からああしてこうしてというのは大変難しいと思いますし、町民からもいろいろな声が聞かれているので、それを一つ一つ今からやるというのはお金もかかることですし大変なことだとは思いますが、まあ、そう簡単にあれもこれもできるものではないと思いますが、今できないと言ってしまえばそこで終わってしまいます。そうではなくて、今からイメージを膨らませて考えていくことが重要であると私は思っております。そして、特に周辺地域に不安を与えない安全面も考えた活気のある地域づくり、そして立地条件を生かして夜越山を活用し平内町を活性化させるチャンスだと私は思っています。なので、今からじっくりと時間をかけ、頭でイメージしながら、令和9年の8月にはある程度スタートの時点で出来上がっていただいたいなと、そういうふうに思っておりますので一緒にそろってスタートできることを望みたいと思います。

2つ目の答弁のマイナ保険についてですが、町で把握できる国保と後期高齢者医療についていずれも60パーセントを超えていて、これにほかの保険を加えると最終的には70から80になるんじゃないかなとは思われます。全国ではまだマイナンバーカード取得に不安を持っている方も多くて、なかなかマイナンバー取得自体が進んでいないところが相当数あります。平内のこの数字は全国的に見てもかなり高いほうの数字だと思っております。答弁の内容からも、病院スタッフの創意工夫とサポートがしっかり行われていて当町でも確実に利用者が増えていることを確認できました。引き続き、町民のためにお願いしたいと思います。

次に、マイナ保険証読み取り機を町民のために事前対策として増設するということですが、これは大変良いことだと私も思います。そこで、せっかく増設するのであれば、背の低い高齢者、車椅子を利用されている方々にも使いやすい設置場所を考えていただきたいなと思いますが、このことについていかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、病院事務局長。

病院事務局長（小形正樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり病院を利用される方、車椅子であつたり、障害があつたり、背の高い方、低い方いらっしゃいますので対応できるように、一つは通常の高さ、もう一つは車椅子などに合わせた低い高さということで検討してまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）2番荒内 護君。

2 番（荒内 護君）ありがとうございます。是非そのようにお願いしたいなと思います。

それから、次に町内医療機関への働きかけについてですが、話に聞くと町内医療機関関係者が出席する会議で様々な情報共有する機会があると伺っておりますが、もしよろしければこの部分についても少し詳しく御説明をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

町内医療関係者が出席する会議ということで、平内中央病院では病診連携会議ということで町内の医療機関の先生方も出席いただいて、会議をして情報共有という形で進めております。

以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君）ありがとうございました。

私もお話を聞いたときは、すごく良いことだなと思いました。やはり町民の命を守るのに平内中央病院だけではなくて、町内の医療関係機関と一堂に会して情報共有して、そして連携していくということは非常に大事なことであり私も思います。平内中央病院は悪いイメージも少なくありません。悪いイメージを変える、全ては変えられるわけではありません。なかなか変えられない部分も、やはりあります。そういうことも理解しながら、こういうせっかく良いことをやっているのであれば、こういう良いところをどんどん広げていって、その悪いイメージを追い越して悪いイメージを薄くするぐらいの良いイメージを持たせるように、どんどんこれからも頑張っていってほしいなと思います。良いことを続けていけば少しずつ病院も変わってくるのかなと、そういう期待を持ちながら私も今回いろいろ考えさせていただきました。是非一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（船橋健人君）以上で2番荒内 護君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）おはようございます。亀田弘徳です。

通告に従いまして質問いたします。

私の質問は2つのテーマであります。1つは自転車用ヘルメットの着用率向上へ向けて、もう一つはHPVワクチンの救済措置についてであります。

それでは、1つ目の質問を始めます。自転車用ヘルメットの着用率向上へ向けて。

昨年4月より自転車利用者のヘルメット着用が全年齢で努力義務となりました。我が青森県の着用率は、昨年7月時点で全国ワースト2位の2.5パーセントであります。ちなみに1位は愛知の59パーセントということでありました。自転車事故での死者の大半がヘルメットをつけておりません。ヘルメットを着用していれば頭部への打撃が3分の1から十数分の1になり、悲惨な結果を回避できます。通学などに自転車を利用する児童生徒、事故になったときに重いけがになりやすい高齢者のヘルメットの着用率の向上に取り組む必要があります。自転車利用者のヘルメット着用率の向上へ向けた町の取組についてお伺いいたします。

我が町のヘルメット着用率はどのくらいか、法令の改正前後での着用率の変化がどうかお聞かせください。

2つ目です。ヘルメット着用率の向上へ向けた広報活動について、若年層と高齢者へ向けた広報が必要と考えます。町の考えと施策をお伺いいたします。

3番目です。児童生徒に対する自転車ヘルメットの現物支給や購入助成等についての町の考えをお伺いします。青森県の学校給食費無償化等の子育て支援市町村交付金の活用が可能であるなら、同交付金の活用を考えるべきと考えますが町の考えをお伺いします。

4番目です。高齢者へ向けた自転車ヘルメットの購入助成等について町の考えをお伺いいたします。続きまして、2つ目のテーマに移らせていただきます。

HPVワクチンの救済接種についてであります。子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス、HPVワクチンの公費によるキャッチアップ接種の施策が本年度で終了するとのことであります。厚生労働省によりますと、2022年度の初回接種率は全国で6.1パーセント、本県は8.5パーセントであったとのことであります。キャッチアップ接種は、ワクチンの定期接種が中断していた間の1997年から2007年生まれの女性を対象としております。救済措置は本年度で終了するとのことでありますが、接種率が低い状態であります。接種率の向上へ向けた町の取組をお伺いします。

1つ目、厚生労働省は接種を行う自治体と連携して接種の呼びかけを強化するというものであります。町の接種勧奨の取組をどのようにしているのか、本年度末までの施策をお伺いいたします。

2つ目です。キャッチアップ接種終了後も未接種で接種の機会を逃して接種を希望する同制度の対象者に対して、町で独自に救済措置を一、二年延長しワクチン接種を行うことが可能か、お聞かせください。これに対して、青森県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用が可能であれば、そうした町独自の救済措置というのを行ってはどうかというのを提案させていただきますので、これに対して町の考えをお聞かせください。

HPVワクチンの救済措置の接種というのは、今3年間ということでありました。実はこのほか、これと似たような接種で風疹の接種というのがありまして、これは同じように3年間救済措置がありましたが、結局この3年間の救済措置では接種率が悪かったということで、さらに3年、国の方で延長して救済措置を行っております。こうしたことに対して風疹のほうが可能であったのでありますから、HPVワクチンのほうも是非町として救済接種の延長などを御検討いただきたいと思いますので質問をさせていただきました。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の自転車用ヘルメットの着用率向上へ向けてについてであります。令和5年4月から改正道路交通法の施行に伴い、年齢を問わず自転車に乗る全ての人を対象にヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車乗用中にヘルメットをかぶり頭を守ることは自転車の死亡事故を減少させるために有効であり、ヘルメットの着用率向上は全国的に大きな課題であると考えております。

御質問の1つ目、平内町のヘルメットの着用率は不明でございますが、昨年度、警察庁が全国調査した結果によりますと、施行前の着用率は4パーセントで、施行後の令和5年7月の時点では13.5パーセントと3倍強となっていることから現時点ではさらに増加していることが考えられます。

次に2つ目、ヘルメット着用率向上へ向けた広報活動についてであります。交通安全推進運動の重点項目の一つとして、防災無線によりヘルメット着用の呼びかけを交通安全期間中に実施するほか、平内交番による広報紙の発行や交通安全教室において重要性を啓蒙するなど交通安全機関と連携し、継続的に広報活動に努めてまいります。加えて、ヘルメットの必要性に関連した内容を町広報等を活

用して周知を強化し、着用率の向上につなげたいと考えております。

次に3つ目、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に係る児童生徒に対する自転車ヘルメットの現物支給や購入助成についてであります。管内小学校へ聞き取りをしたところ50から100パーセントの着用率になっており、既に比較的多数の児童が所持していること、また、小・中学校では通学に自転車の使用を禁止していることに加え、ヘルメット着用について各学校で日頃から指導している現状を踏まえ、今後、財源やニーズを勘案し、他の子育て支援に係る政策等も考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に4つ目、高齢者に向けた購入助成制度についてであります。ヘルメットの着用を推進することで町民の命を守ることにつながってまいりますので、まずは先進事例を研究するとともに効果的な施策となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に第2点目、HPVワクチンの救済接種についての1つ目、厚労省は接種の自治体と連携して接種の呼びかけを強化するとのことですが、町の接種勧奨の取組はどのようにしているか、本年度末までの施策を伺うについてであります。議員御承知のとおり、HPVすなわちヒトパピローマウイルスに感染することで一部の人は子宮頸がんに至ります。子宮頸がんにつながるHPVの感染はHPVワクチンの接種で防ぐことができ、ワクチンの種類にもよりますが子宮頸がんの原因の50から90パーセントが防げると言われており、現在の定期接種対象は小学校6年から高校1年相当の女子となります。

現在、国では毎年約1万1,000人の方が罹患し、約2,900人の女性が亡くなっており、若い年齢層で発症する割合が高く、20歳代から増え始めるとされております。過去にワクチン接種後、体の複数部分に慢性的な痛みが生じる重い副作用が相次いで報告されたため、国は平成25年6月から対象者への接種呼びかけを中止するよう各自治体に勧告したことから、当町としても積極的な勧奨を差し控えておりました。その後、ワクチン接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和4年4月にHPVワクチン接種の積極的な勧奨を国が再開し、その間に接種対象外となってしまった平成9年度から平成19年度生まれの女性に対して、キャッチアップ接種として公費で無料接種できる期間を令和6年度末までとしております。

当町においても、対象の方へ本年4月と7月に個別に接種勧奨通知を発送しております。また、先日行われました平内町はたちの成人式でも、接種勧奨の一つとして子宮頸がん啓発用パンフレットの配布を行っております。

また、接種機会としましては、現在、平内中央病院も含め県内の37医療機関で接種することができますので、医療機関によっては休日や夜間の対応も可能であり、御自分の都合に合わせての接種が可能であると考えます。今後も、国・県と同様、ホームページを通して接種勧奨を行っていく予定でございます。

次に2つ目、前段のキャッチアップ接種終了後も未接種で、接種の機会を逃し接種を希望する同制度対象者に対し、町で独自に救済措置を一、二年延長しワクチン接種を行うことは可能かについてであります。現在ワクチン接種1回当たり約2万6,000円程度の公費負担が発生しております。年齢やワクチンの種類によって最大3回接種する必要があることから、全てを無料とした場合、約10万円程度の公費負担となります。無料接種期間を過ぎた対象者への対応については、今後、国・県・他市町村の動向も注視しながら検討していきたいと考えております。

また、後段の青森県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用が可能であればそうした町独自の救済延長措置を行ってはどうかについてであります。こちらについても、次年度以降の交

付金の内容が現時点では不明であることから充当可能かどうかの判断はできませんが、今後、交付金対象事業の内容も確認し、財源の一つとして他事業との優先順位も鑑みながら検討する余地はあるものと考えております。いずれにいたしましても、子宮頸がんの予防にとどまらず、がんの早期発見・早期治療につながるよう、対象者に対して集団検診や個別検診での子宮頸がん検診勧奨を実施してまいります。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、5 番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） まず、自転車用ヘルメットの着用率向上へ向けてであります。

まず1つ、私、先ほどの一般質問で最高が愛知と言いましたけれども、ちょっと読み間違えまして愛媛でございました。訂正させていただきます。

自転車用ヘルメットの着用率の向上に対してということでありまして、小中学生は通学には現在禁止しているということではありますけれども、私がちょっと夕方とかに車で町の中を走っておりますと、小学生は分かるんですけれども中学生とかヘルメットを使わないで走っていて遊びに歩いているという感じでありまして、通学で使わなくても実際彼らが、小学生、中学生が自分たちの遊びで行っていると。そのときに小学生のヘルメットの着用率が50から100であるということではありましたが、少し大きめの中学生、もしかしたら高校生かもしれませんけれども、少し大きくて勢いよく自転車を走らせる年齢の子たちがヘルメットを着用していないのを見かけることがしばしばありまして今回質問させていただきました。

通学で使わなくても遊びで使っておりますので、このあたり、どうにかそのヘルメットを着用してもらうために町の方で子どもたちの命を守るということで助成の方を改めて考えていただきたいなど。例えば蓬田村では、昭和50年から蓬田村のところで何かヘルメットをつけなかった子どもさんが亡くなられたということを契機に、ずっと中学生の入学式のときに、白いヘルメットではあるんですけれども、ずっと支給しておられるということで、そのおかげで蓬田村を含んだ外ヶ浜町の管轄の中でのヘルメットの着用率が66パーセントでものすごく高い状態なんですね。ですから、何とか今現在ヘルメットを着用していない子どもたちにヘルメットをつけてもらうために助成のほどをお願いしたいというのと、助成をやる中には貧困家庭に対してはなかなか自分たちでそろえるというのも難しいところもあるだろうと推測しておりますので、こうした方々、貧困家庭の子どもさんたちに対して何とか助成とかできないものか、そうした点をお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） 須藤課長。

学校教育課長（須藤鉄博君） ただいまの亀田議員の質問にお答えいたします。

亀田議員の方から蓬田村、外ヶ浜町等で実施しているというお話がありましたので、そちらの方の情報も収集しながら、ほかに、この子育て、県の交付金を活用して実施する事業もありますので、そちらの方ともちょっと整合性を取りながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 続いて、よく自転車を使われるのは車を使うことの少ない、基本的に子どもさんとあと高齢者ということで、高齢者の方については先進事例を研究して可能性を模索していただくということでお話いただきましたので、これでまず自転車のほうは閉じさせていただきます。何とか施策の方を実施していただけるよう期待しております。

2つ目のHPVワクチンの救済措置についてなんですけれども、厚労省の接種の呼びかけ強化する

ということで、今幾つかそれに応えて強化の広報に取り組むということではありましたが、具体的にもう少しどのぐらい強化した広報をかけるのかというのをお聞かせください。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君） ただいまの亀田議員の御質問にお答えします。

国の方でも県の方でもいろいろ勧奨の活動はしております。町におきましても、町長の答弁でもお答えいたしましたけれども、4月と7月に個別の勧奨を通知発送し、また平内町はたちの成人式でも啓発のパンフレットをお送りしています。ホームページでも接種の勧奨を呼びかけておりますし、また今後、町の公式LINEでも呼びかけを行う予定としておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 可能な限り広報の強化をお願いしたいと思いますので、加えて防災無線とかでもやっていただけたらと思いますがどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 大水課長。

健康増進課長（大水 要君） ただいまの御質問にお答えします。

防災無線の方も、対象者は限られておりますけれども、そちらの方もちょっと検討していきたいと思います。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 続きまして、まず私2番目の質問だと、既に国としての救済措置というのが、今年度末、3月末までで終わりということで、終わってしまった後のことを考えて救済措置の延長を町独自でという質問をさせていただいたんですが、まず町として、例えば、まず先ほど一般質問で少し触れましたが、風疹の第5期予防接種ということで似たような施策として現在も続いているんですけども、昭和37年から53年生まれの男性の方を対象にして行われている風疹の追加対策というのがあって、これ当初は2019年からの3年間の予定であったんですけども、実際に具体的なその流れとしては抗体が持っているかどうかの検査を行うためのクーポン券を出して、実際に抗体検査を受けた人の中で風疹の抗体がない方に対してワクチンを接種をするという2段階の施策でやられておまして、今も続いております。これが全然進捗率がよくなかったということで、令和4年3月末までの事業で来ていたやつを実施期間をさらに3年間延長して令和4年4月からまた3年延長しております。これ今の、この後、審議されます決算の方でも出ている事業ではあるんです。こういう感じで国の方でもその進捗率が悪いものに対してさらに3年延長するという救済措置を出している事例がありますので、町の方として当然言われた広報の強化あるいは救済措置の独自の延長を考えられないかという検討は必要ではあるんですけども、県とか国の方にこのHPVワクチンの救済措置も延長できないかというお願いというのを何とかして、お願いをしてもらえないかという国への働きかけをちょっと検討してもらいたいと思いますが、これについて意見をお伺いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君） ただいまの質問にお答えいたします。

国県への働きかけということでございますけれども、会議等あった際には県の方にもお伝えしたい

と思いますし、またほかの、他の市町村の動向も確認した上で今後検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 2つ目の質問での町独自の支援とかができないかというところなんですけれども、HPVワクチンというのは結局2回か3回接種しなければいけなくて、接種するために必要な期間が半年ぐらいかかると、6か月ぐらいかかると、そういうことで3月末までの国の方の事業は終了するというので、現在9月までの間に1回目を始めないと間に合わないということで国の方が一生懸命広報してくださいということでいろいろと呼びかけを開始しているわけなんですけれども、今から広報をお願いした、広報の強化をして一生懸命やられたとして、3月末までに間に合わないで1回目、2回目というのを受ける方も中にはおられると思ひまして、それで最終的に3回目のやつが本年度の令和7年3月31日で切れた後に3回目になっちゃう人たちに対して何とか町として助けていただけないかということで質問させていただいております。こちらの期限内に1回目、2回目来て、最後の3回目が年度をまたいで超えてしまった方々への救済措置について御検討どうでしょうか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君） そちらの方も含めまして今後検討させていただきたいと思います。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） まずは、風疹のほうで延長をかけたのだから、HPVワクチンもできれば延長してほしいというのは私の願いであります。それがかなわなかったとしても、救済措置の中からこぼれる人が少ないような施策を町の方でやっていただきたいなと思います。

私の質問は以上です。

議長（船橋健人君） 以上で5番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 通告の順に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いします。

第1点目は、空き家対策についてであります。総務省の令和5年住宅土地統計調査によりますと、全国の空き家総件数は2018年の849万戸から2023年時点で900万戸と51万戸の増加で過去最多という結果が示されました。間もなく1,000万戸に達し、所有者が不明の土地は既に九州の広さを上回り、数年後には北海道と同じ面積になると予想されています。

当町は、空き家対策の一環として空き家等バンク制度、空き家等取得改修等費用利子補給制度、老朽危険空き家除却促進事業補助金制度を実施しているところです。しかし、何といたっても大きな課題は特定空家の解消ではないでしょうか。この件については、第6次平内町長期振興計画及び平内町過疎地域持続的発展計画とともに危険老朽な空き家については安全措置を図るなど、空き家、空き地に関する総合的な取組を推進するとなっています。

そこで、4点ほど伺いたいします。

その1つに、管内の住宅数、空き家数、適正に管理されていない空き家数、特定空家数をそれぞれ示してください。

2つ目に、空き家を相続しても居住地から離れていて管理ができないなどの理由から相続放棄され

た空き家を町はどのように把握しているのか、お伺いいたします。

3つ目に、町は空き家等バンク制度、空き家等取得改修等費用利子補給制度及び老朽危険空き家除却促進事業補助金制度により空き家対策を行っておりますが、問合せ件数及び申請状況を示してください。また、物価高騰下では補助額は妥当かお伺いいたします。

4つ目に、福祉介護計画の第9期計画、これは前回に引き続き高齢者の居住安定に係る施策としての連携の一つ、低廉な家賃の住まいの活用では、所得または資産が少ないなど地域での生活が困難となっている高齢者を対象に空き家の活用等による低廉な家賃の住まいの確保や適切な生活支援体制の確保等に努めていきますとうたっておりますが、努力目標としてのこれまでの働きかけを示してください。

2点目は、平内町地球温暖化対策実行計画についてであります。

1つに、事務事業編についてであります。

当町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、役場関連の事務事業から排出される温暖効果ガスの排出抑制等を目的として、計画期間を2020年（令和2）年度から2024年（令和6）年度までの5年間の平内町地球温暖化対策実行計画の事務事業編を令和2年3月に公表いたしました。役場管理の事務事業に定められた全ての行政事務を対象とした削減目標は、基準年度の2018年度比で2024年度では10パーセント削減を目指すとしております。温暖化対策は国際規模の大きな課題であり、国内では、地方自治体において温室効果ガス削減の推進が求められています。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画策定状況、これは昨年10月の時点ではありますが、都道府県区市町まで1,780団体のうち1,657団体の92.7パーセント、青森県内では41団体のうち34団体の80パーセントの策定率となっております。今回の質問は、進捗管理がPDCAサイクルを基本とするからであります。

そこで、次の点を質問いたします。

その1つに、温室効果ガス排出要因別で燃料と電気が100パーセント近くと大きく占め、基準年度の2018年、平成30年度に対し、直近の令和4年度では電気が4.5パーセント削減に対し燃料が5.7パーセント増で全体では0.5パーセントの削減率と、基準年度とほぼ同様であります。年度によっては、それぞれ自然の寒暖により増減がありますが、この状況についてどのように捉えているか、また目標達成に向けて新たにどのような取組を行うのかお伺いいたします。

2つ目に、10年前の平成26年度に、有事の際に通信機器及び携帯電話の充電と3日間程度使用可能な太陽光発電システムと蓄電池を管内3中学校に配置しましたが、統廃合により現在の価値はどうなっているのか、可能であれば他施設で利活用すべきであります。その点についてお伺いいたします。

2つ目として、区域施策編の計画策定についてであります。

町民・事業者・各種団体・行政機関の連携・協働による取組を一層推進することにより、地域全体でカーボンニュートラルの実現を目指すことを目的とし、計画を策定している自治体があります。当町も管内の温室効果ガスの削減目標や目標達成のために推進すべき施策を掲げる平内町地球温暖化実行計画の区域施策編を策定すべきだと思いますが見解をお伺いいたします。

3番目に、認知症対策の一環としてであります。

加齢が原因で起こる加齢性難聴は聞こえが悪くなるだけではなく、認知症のリスクを高めることも分かっております。難聴で音の情報があまり入ってこなくなると、脳の活動が低下すること、また、他者とのコミュニケーションの機会が減少することが原因と考えられ、鬱病の発症要因になると

の指摘もあります。今年３月に公表している平内町高齢者福祉計画、第９期介護保険事業計画でも、前回到引き続き認知症施策の推進を認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見、早期対応が行えるようにとあります。

そこで、次の点を質問いたします。

その１つに、定期健診時必須項目に聴力検査を追加するなど、聴力の実態調査を行うべきですが見解をお伺いいたします。

最後に、加齢性難聴者への補聴器購入補助についてであります。

私は、一昨年１２月の定例会で、認知症の予防、発症を遅らせる可能性が高いことから、保険適用がない高額な補聴器への補助を求めました。その後、常任委員会で当町の将来像を見据えて当町より高齢化率が高い自治体へ視察研修を行いました。そこでは、必需品として補聴器の補助を実施しておりました。

全国の実施状況では、新潟県が全市町村で実施、１自治体も補助金制度を実施していないのは、青森県、徳島県、香川県、佐賀県、大分県でした。しかし、今年に入り、青森県では弘前市が、また西目屋村が導入に踏み切りました。要は、首長、市長のイニシアチブだと思われます。

見解をお伺いし、壇上での質問を終わります。

議 長（船橋健人君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、１３時３０分から再開します。

午前１１時５６分 休憩

午後 １時３０分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

それでは、田中光弘議員の質問に対し、答弁をお願いします。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 改めてこんにちは。

それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第１点目の空き家対策についての１つ目、管内の住宅数、空き家数、適正に管理されていない空き家数、特定空き家数についてであります。住宅の正確な戸数は把握しておりませんが、令和６年１月１日時点における固定資産税の住宅における納税義務者数が３，９６６人でございましたので、近い数の住宅が町内にあると思われます。また、空き家数につきましては、平成２８年度に調査した時点で約４００戸、当町ではまだ特定空き家に指定した物件はございませんが、そのうち損壊等を含む特定空き家等の可能性が高いものは４５戸ございました。その後、同様の調査は行っておりませんが、中には解体撤去が確認されたものもありますが、町民等からの情報提供により新たに増えたものもあり、損壊等が見られ適切に管理されていない空き家がいまだ同数以上存在しているものと考えております。

次に２つ目、相続放棄された空き家数についてであります。相続放棄をした証明として相続放棄受理通知書等、裁判所から発行される正式な書類がありますが、これまでそのような書類を空き家関係で示された例がないため、相続放棄された空き家数に関しては把握しておりません。

次に３つ目、空き家関連制度の問合せ件数と申請状況についてであります。空き家等バンク制度と空き家等取得改修等費用利子補給制度は関連した制度であり、平成２９年度の制度導入以来、問合せは両方合わせて１５０件、空き家等の物件登録に至ったのが１５件、このうち売買及び賃貸契約が成立した空き家等の利活用に至ったのが１３件、その中で空き家等取得改修等費用利子補給制度を利用した方が５名となっております。

老朽危険空き家等除却促進事業補助金制度につきましては、令和５年度導入以来、問合せ１０件、申請は２件となっております。また、物価高騰下での補助額についてでございますが、本来空き家の処分は第一義的には空き家等の所有者または管理者が自らの責任により適切に行うこととされております。本補助金は除却費用の一部を補助するという目的で創設したものであり、予算にも限りがありますので、補助金額を上げることにより予算内で除却できる空き家数が減少するほか、県内他市町村の補助額を見ても当町と同じ最大５０万円以内が多いことから、今後の他市町村の動向も確認しながらではございますが、当面の間は現状のまま実施していく所存でございます。

次に４つ目、低廉な家賃の住まいの活用についてであります。町といたしましても、生活に困難を抱えた高齢者等の住まいをいかに確保するかは、生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点から非常に重要な課題であると認識しております。地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを活用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となっております。そのため、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームの入所支援等、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に第２点目、平内町地球温暖化対策実行計画についてであります。当該計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平内町の公共施設を対象に２０１８年度を基準年度とし、１０パーセントのＣＯ２削減を目標値として、令和２年３月に地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し公表したものでございます。

まず１つ目、事務事業編の①温室効果ガス排出要因別で年度別の増減についてであります。議員御指摘のように、令和２年度から令和４年度までの各年度の実績では燃料と電気が占める割合が９８パーセント以上となっており、今年度公表した令和４年度の削減率は基準年度に対して０．５パーセント増加しておりまして、その要因といたしましては、省エネ対策には取り組んでいるものの、消防庁舎の新築のほか、大半は各施設の冷暖房に要するエネルギーが近年の予測不能な気象要件等によりＣＯ２の削減実績に影響が出たと考えております。

計画期間最終年度の令和６年度の目標達成に向けては、厳しい状況ではございますが、引き続き当該計画の温室効果ガス排出削減に向けた取組を徹底して実践してまいりたいと考えております。具体的な行動といたしましては、不要な照明の消灯、クールビズの導入や公用車のエコドライブの実施、ペーパーレスの励行などを実践し、ＬＥＤ照明器具の設置を推進するなど、できることから積極的に取り組んでまいります。

次に、②平成２６年度に管内３中学校に配置した太陽光発電システム等についてであります。減価償却資産としての法定耐用年数におきまして、太陽光発電システムは１７年、蓄電池は６年とされております。よって、配置してから１０年目となる現在におきまして、減価償却資産としては、蓄電池は法定耐用年数を超過して残存価格はなくなっており、太陽光発電システムは約４０パーセントほど残っている状態ではあります。

また、他施設で利活用すべきとのことでございますが、当初から本・太陽光発電システムは当町における大規模集落圏である中地区・西地区・東地区における災害時の防災拠点として各中学校を活用することを目的として配置したものであります。各施設とも中学校としての教育機能は廃止いたしましたが、災害における防災拠点として現在も同施設を指定していることから、移設せず従来どおり活用してまいります。

次に2つ目、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定についてであります。その区域の社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を推進するための総合的な計画でありまして、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガス排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進及び緑化推進、廃棄物等の発生抑制に係る循環型社会形成等について定めるものとなっております。

行政が率先して範を示して、町民の皆さんへ啓発、協力をお願いし取り組む課題であると考えておりますが、町が取り組む事務事業編の目標の達成が難しいことから、区域施策辺の計画を仮に策定したとしても町民や事業所の皆さんへお願いすることが厳しいことや計画の実効性が乏しいことから、現時点においての策定は現実的ではないと考えております。しかしながら、地球温暖化対策は地球規模の問題であり、避けては通れない行政課題であることは十分に認識いたしておりますので、住民サービスの優先度、社会情勢を考慮した上で進めてまいりたいと思います。

次に3点目、認知症事前対策の一環としての1つ目、定期検診時必須項目に聴力検査を追加するなど聴力の実態調査を行うべきについてであります。特定健康診査の項目は国の実施基準に定められており、生活習慣病に関する健康診査であることから現時点では健診項目に聴力検査を加える予定はありません。また、後期高齢者医療の健康診査についても、特定健康診査の検査項目とほぼ同様であり、生活習慣病等の重症化予防、健康意識の向上などを目的として、青森県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて町が実施しているものであり、検査項目に追加する予定はないと伺っております。

次に2つ目、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の導入に対しての見解についてであります。国が策定する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において難聴が認知症の危険因子として取り上げられ、またWHOの認知症予防ガイドラインにおいても難聴である高齢者に補聴器の提供が必要であるとうたわれております。

昨年、町の第9期介護保険事業計画策定に当たり、高齢者の生活状況等についてのアンケート調査を実施したところ、外出を控えている方の理由として、聞こえの問題など耳の障害と答えた方が、介護認定等を受けていない一般高齢者では245人中16人、要支援認定者では42人中5人という結果となりました。これまで国や県の動向を注視してまいりましたが、新たな助成制度創設の動きもないようでございます。

令和4年第4回定例会で申し上げたとおり、加齢性難聴者の補聴器購入助成につきましては、国が公的補助制度を創設すべきという思いに変わりはありませんが、議員御承知のとおり今年度より本県においても市町村独自の助成制度の動きが見られるようになったこと、町民の皆様が高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる点等を踏まえまして、町独自の加齢性難聴者への補聴器助成制度の導入について検討してまいりたいと思っております。これについてはそれほど問題がないことから、町としても何とか助成に踏み切りたいと、こう思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 空き家数の調査については、5年ごとに調査を行うと。直近で行けば昨年、その前が2018年、その前が2013年と。この間の、私または同僚議員も質問してきたわけなんです。10年前、11年前も特定空家等の可能性が高いのが45棟、前回も45棟、先ほど答弁いた

だきました、45棟。これ昨年調査しているはずなんですが、その実績については把握しておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

町の方としては、調査の方は実施しておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）これは国で全国の空き家数というのを、総数を出しておるんですが、当町の空き家件数につきましてはどのような形で報告しているんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

私は、調査内容につきましてはちょっと把握しておりませんので、ちょっと調べてみないと分かりませんのでそこら辺はちょっと答弁できない形になります。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）平内町の誰かがそういう調査はしていないということなんですか。全部外注ですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

町として実施していないということは、外注も行っていないということの意味であります。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）どうしてこういう質問するかということは、この空き家に関する法律ができて、前の法律だけでは特定空き家への対応を重点的に定めているものの、それだけでは手に負えないということで、昨年、法律が改正になりました。その法律が12月18日に施行されております。その内容ということは、特に除却についてであります。これまでの法律では、この特定空き家等の除却の代執行を行うには緊急時でも命令等を得る必要があったと。しかし、改正した法律では、命令等の手続をしなくても代執行が可能となったと。2つ目に、代執行費用の徴収も裁判所の確定判決が必要だったものが強制的な徴収が可能となった。3つ目に、相続の放棄、所有者不明、不在の空き家等についても、市町村が所有者に代わり財産を管理、処分できる財産管理人の選任を裁判所に請求し、修繕や処分を実施できるようになった。これは、それだけ町長の権限が強く、これ責任が重くなったということなんです。そういうことでいけば、この調査する、その特定空き家を押さえることが重要になってくるわけです。私は調査委員というのは平内町の誰かが各集落、各担当に分かれて行っていると思っていたわけなんです、これ今のお話を聞きますと、これ調査をしていないという言い方をされますと、じゃあこの法律が、一部改正になった、町長の権限が高まった、どういうふうにしていけばいいのかと。基本的なことですよ。私は、そういう基本的なことをしっかり押さえた上で、やはり今までもどうでしょうか、役場庁舎内にそういう空き家に対しての苦情とか相談とか来ていると思うんですが、そういうのを受け答えしているのはこれどこなんです。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

少し長くなりますけれども、私の方からきちんと説明したいと思います。

まず空き家の調査が必要ではないかということで議員さんおっしゃっておりますけれども、確かに問題解決には現状把握のために空き家を詳細に把握するというのがとても大切なことだと思っておりますけれども、実際、前回調査されたときには補助金を活用いたしまして町としては調査を行ったと。その際も、委託のお金が500万円以上の金額がかかっているという状況になって、町としてはなかなか財政的にもう一度また調べるとなると外注するということになりますので、やっぱりその委託料が大変な高額になるということもありますので、なかなかそこは難しいのではないかと。それで代わるものとして、行政協力員の方に一時、調査の方をお願いして把握したということはあるけれども、また再度お願いするとなれば行政協力員の方に報酬をお支払いした形で調査する分には可能かなと思っておりますけれども、そちらもまたお金もかかるのではないかという考え方がありますので、なかなかまたそれも難しいのではないかなという状況であります。今の、取りあえず空き家の苦情の関係は、一応、総務課の管財係のほうで随時受けておりまして、電話が受けた際にはすぐに行って現場に立ち会ったりして、どういう状況なのかというのを確認しております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘議員。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） いや、適正に管理されていない空き家数というのは45棟というのは、そのまま数変わっていないと。こうやって見ますと、かなり更地になったな、増えたなと感じます。45棟というのは、もうかなり変化があると思っておりますが、私は、どうでしょう。総務課の担当の方でありますけれども、これを対策を推進していくためには、役場庁内の連絡会とかそういうのは存在してありますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

一応空き家計画の中で協議会は庁内に設置しているということになりますけれども、今までは庁内会議を開いたということは実績はありません。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 今ですね、この改正になってから全国的に第三者機関の協議会というのはもう創設されております。なぜならば、それだけもう、先ほども何回も言いますが、首長、町長の権限が高まったんですよ。そういうことで、それをスムーズに進むためには、そういう第三者の協議会、その前段に庁舎内の連絡協議である程度まとめたものを第三者協議会でもっと推進していくと、そういう体制になっておるわけです。是非とも、当町におきまして、そのような体制を創設していただきたいと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、国の方の空き家特措法が改正に昨年なっておりますので、空き家計画のほうもう大分日数もたっておりますので、まずそちらの見直しをした中で協議会の位置づけとかを検討してまいりたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 分かりました。

それじゃ、2番目の平内町地球温暖化対策実行計画の中の2番目の区域施策編の計画の策定をということであります。計画を策定する、しない、しないということですが、これも、この計画も一昨年の4月に一部改正になっております。その改正の内容というのが、施策の実施に関する目標を追加すると。2つ目に、市町村は地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や環境、配慮、地域貢献に関する方針等を定めるように努めると、こういうふうに改正となりましたが、この改正についてはどのように受けとめているかです。そのことについて。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君） ただいまの田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の改正については、まず地域施策編の策定については、地球温暖化対策推進に関する法律の中で策定の努力義務となっておりまして、その辺を踏まえまして、先ほど町長が答弁したとおり、我が町ではまだ町民や事業所へそういうふうな削減の、ようは目標を、負担を強いることがまだ現実的ではないのかなということなので今の現状では厳しいというふうに考えておりました。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 確かに、この策定率というのは低いです、事務事業編に比べまして。何分、努めるものとするとなっておりますから。県内で40市町村のうち6市町村ですか、策定しているのは。今の答弁を聞きまして、なかなか厳しいんじゃないかなとは私も思っております。が、それでも、早急とは言いませんけれども、そういう策定をしていくような、そういう今後ですね、検討していただきたいと思っております。

次に3番目でありますけれども、加齢性難聴については助成、補助金ということで承りました。行うということでよろしくをお願いします。

それじゃ、私の質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、1番船橋侑雅君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、1番船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） 皆さん、こんにちは。

議員番号1番船橋侑雅でございます。

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私自身において初めての質問となりますが、経験を積むことで自身の成長を図り、より良い議員活動となるよう努力します。この一般質問を通じて、地域の課題解決に向けた具体的な一歩を踏み出したいと思っております。

さて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略内において、重点事業に定められている平内町工場設置奨励条例であるが、平成30年4月の条例改正で対象業種を拡大いたしました。そのことについては非常に意義のあることだと考えております。しかしながら、過去10年間の申請件数を見ると2件にとどまっている現状であります。

私が考えるに、新設の場合、新規雇用10人、投下固定資産5,000万円、増設の場合、追加雇用10人、投下固定資産3,000万円という該当条件が非常に高いハードルになっていると考えます。人口減少が進む当町において雇用の増加は必要不可欠な課題ではありますが、DXの推進等もあり、工場等においては省人化が進んでいる現状もあります。財政に余裕のない当町ではありますが、該当条件を緩和したとしても、将来にわたる法人住民税や固定資産税等により十分回収可能と考えま

す。既存の事業者への後押しを充実させ、流出を防ぐとともに、新規企業への後押しを充実させることで産業から町の活性化へつながると考えます。

そこで、次の２点において町の見解を伺います。

１に、新設、増設ともに該当条件の緩和、拡充すべきと考えるが、町の見解は。

２に、雇用奨励金の該当条件を緩和、拡充すべきと考えるが、町の見解は。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、船橋侑雅議員の御質問にお答えいたします。

平内町工場設置奨励条例についてであります。御質問の１つ目、新設、増設の該当条件の緩和、拡充についてと、２つ目の雇用奨励金の該当条件の緩和、拡充については関連がございますので一括でお答えいたします。

まず、本条例は昭和４１年に制定され、町の産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とし、町の区域内に工場等を新設または増設する企業を対象に、立地奨励金や雇用奨励金の交付、固定資産税の課税免除の奨励措置を行うことで企業誘致の推進を図ってきたものでございます。

対象となる企業の条件については、社会情勢や経済状況の変化に対応するため、これまでに数度の改正を行ってまいりました。平成３０年４月には、指定工場の対象となる業種や企業の拡充、奨励金の新規雇用人数を２０人から１０人へ緩和、立地奨励金の限度額を３００万円から１,０００万円へ増額、雇用奨励金の補助対象の拡充等、企業がさらに立地しやすくなるよう大幅な緩和、拡充を行っております。

なお、企業誘致に関しましては、本条例以外にも過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法など、法律に基づく優遇制度も当町が該当地域となっており、条例の要件を満たさない場合であっても、適宜、これらの制度の情報提供を行うなど誘致活動を展開しているところでございます。

議員御指摘のとおり、近年において本条例の申請件数が少ない状況にあることは課題であると認識しております。人口減少や若者流出に歯止めがかからず雇用確保がますます厳しくなること、またデジタル・トランス・フォーメーションやイノベーションを導入し、少ない労働力でも持続可能な産業を構築していくという見地からも時代の変化への対応が求められているところであります。一方、補助金等の申請件数を増やすためだけにむやみに要件緩和を行うことは、単なる企業活動の経営支援にとどまってしまうことにもなりかねないため、その制度設計に当たっては慎重に考慮しなければなりません。

現段階で新たに該当条件の緩和、拡充を行うことは考えておりませんが、外部企業の新規参入や既存事業者の事業拡大を誘引し、町の産業の振興と雇用の促進を図るという本来の目的を踏まえながら、町の実情や財政状況等を勘案しつつ、企業の事業意欲を高め、他市町村との競争力にたけた制度の在り方を検討していきたいと考えております。

企業誘致につきましては、総合戦略においても推進事業として位置づけられていることから、国、県、さらに青森県企業誘致推進協議会や東青市町村による青森圏域企業誘致協議会とも連携し、情報収集を行いながら企業を積極的に誘致し、町への新たな企業、就業者が増えることで、町の経済発展、町民の雇用の安定・拡大を図るため、今後も施策を推進してまいりますので御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、1 番船橋侑雅君。

1 番（船橋侑雅君）先ほど答弁の中で、現状は慎重な検討を要するということでありました。当町の令和 6 年 8 月末現在の生産年齢人口は男女合計で 4,658 人です。業態によっては性別に偏りが生じる場合もございます。また、既に一次産業等に従事している方も多数ある当町において、新たに 10 人の雇用を増やすのは容易ではないと考えます。しかしながら、先ほども検討していただけたということでしたので、より現実に即した条例に改正することを期待いたしまして私の質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で 1 番船橋侑雅君の一般質問を打ち切ります。

続いて、7 番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、7 番太田満則君。

7 番（太田満則君）7 番太田満則でございます。

通告に基づき質問いたします。

その前に、今年の夏も毎日毎日暑い日差しと厳しい暑い日が続いております。併せて、地域では高水温に伴うホタテ貝へい死対策について皆さんすごく気にしております。先日、漁協の掲示板に貼り出されている文書によれば、発出先であります青森県産業技術センター水産総合研究所からの 8 月 21 日付の注意報によれば「水温は平年より高い状態です。水温の低い下層に施設を沈め動かさないください」と、このような文書が貼りだされております。本当に大変、地域共々憂っている一人でございます。前のホタテ大量へい死が発生した平成 22 年当時、陸奥湾高水温被害状況が回復するまで数年を要したと、このように記憶しております。近年、海水の異常高温状態が続いております。一刻も早く皆さんが安心できる平年状態に回復することを願っております。

それでは、1 点目の質問は、子どもとお年寄りに優しい歩道の整備についてであります。

道路の管理は、国道は国、県道は県、そして市町村道は各市町村が維持管理するものでございます。もちろん今回の質問内容は町道に関することでございます。町道を走っていると、車道、歩道の白線が消えている箇所が多いことに気がつきます。また道路脇の雑木、草が車道を覆っている箇所も多いです。夜越山から野辺地町へ続く旧農免道路は、設置当時は県が造ったことから県管理でしたが今は町管理になっているはずでございます。中央線、側線へ引かれている白線は、見てみれば分かりますが、野辺地町の管理分ははっきりときれいに引かれておりますが、我が町の管理分に入る途端にほぼ消えてなくなっているところが多いです。白線は必要があって引いているはずでございます。大きな事故の起きる前に確認をして、道路脇の雑木の伐採などは早くするべきであります。至急、確認を要すると思います。

この伐採については、前に同僚議員からも同様の質問があったことを私は記憶しております。併せて、地域は高齢化が急速に進んでおります。それに伴って生身の体はとっさの際、反射機能、身体機能も落ちていきます。数年前から地域でもシルバーカー等で道路を移動している人を見かけるようになりました。また、杖を使うなどして、残っている機能を生かし散歩や買物などを行っている人も見かけます。外に出歩くことは、いろんな意識づけや意欲の高まり、身体の機能維持にとっても役立っていると思います。私は、そういう一人一人の意識が医療費の軽減あるいは介護保険料につながり、ひいては県内一保険料が高いと毎年新聞などに載る、町民の不満のある国民健康保険料の軽減に必ずやつながると、こう思っております。

そこで、国道、県道では、車道と歩道を区別する際に白線を引いているほか、多くの場所は歩道を車道より縁石等で 1 段高くしているのが見受けられます。もちろん国道歩道は建物の入り口や車の移動に支障がないように、そこは 1 段低くしております。町道は本当に少ないのですが、車道と歩道を

区別する縁石を設置しているところがあります。確認したところは、平内中央病院前から国道に通じるところと、横内石油から旧小湊中、小湊小学校脇に通ずる道路であります。その中には、県の公安委員会名で設置してある横断歩道標識があります。もちろん道路には白線で横断歩道が書いてあります。そこを横切る歩道にも縁石が設置されております。

先日ある町民から、車椅子で歩道を横断するのに難儀している、そういう人を見かけた、こう聞きましたので確認の上、早期の配慮が必要ではないかと、こういう声が届きました。私も今の場所に住んで40年余になりますが、その方に言われるまで気がつきませんでした。言われてみれば、周りでは、杖をついて歩く人、幼子の手を引いて歩く人、あるいは乳母車を押して歩く人も多く見かけます。もしかすれば、ほかの町道にも同じように移動に難儀しているところがあるかもしれないので確認と、もしあったら改良を提案いたします。

これについては、高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律、こういうのがあって、高齢者、障害者等の移動に配慮した建築設計標準を国交省が示しております。その中に特定道路と視覚障害者誘導用ブロックの記述があります。町でもそれに配慮したと思われる場所があります。平内中央病院前から国道に通じる道路でございます。見れば分かります、設置からの年数経過に伴い歩道が波打っているところがあります。視覚障害のある人にとっては、道路の凸凹は足のつまずきや大きなけがにつながります。道路のバリアフリー化は町の第6次平内町長期振興計画に記載している「すべての町民が健やかで自分らしく充実した生活を送り、地域の中で支え合い、ともに生きる活力ある地域社会を実現する」、これにも合致するものだと思います。早期の改良、改善を望みます。

2点目は、町内会からの要望についてであります。

地域住民から比較的多くの要望は、生活に密着、密接している側溝、舗装、水路護岸、これが3点セット、こう言われております。町でも毎年、町内会からの要望についての会議、平内町行政連絡員連絡会議があります。その際、各課からの地域の要望事項に対する回答が示されておりますが、がっかりするほど進展が見られません。

例えば、新生町町内として6年前の平成30年に地区緑地帯に隣接している排水路の浚渫及び防風林の木々が伸び過ぎたので伐採、そして芯止めをしてほしいと、このように提案しております。回答は、確認を行い対策を検討する、こういうものでございます。そのときは、併せて第二平中町内会と一緒に、平内中央病院前、通称ダンプ通り、平中から病院通りでございます、は水が湧き出て側溝からあふれているので側溝の改良及び泥上げを要望しております。そのときの回答は、側溝の泥上げについては必要に応じて実施しておりますが、再度状況を確認し対応を検討する。こういうものでございます。確認したと思うが、通称ダンプ通り、現場の実態を見ていただきたい。今も側溝の水があふれ続け、本当に道路が乾くことはありません。これが現実であります。

また、地域の防風防雪林脇の排水路の浚渫は一部分しか実施していないことから、泥が堆積し、ガマの穂や水草が生い茂っている現状でございます。先日、大雨警報が発令された際には、地域の皆さんは川に近づかないように何度もテレビ等から注意報が流されておりますが、水があふれないか不安なので何度も確認に行ってきた、そういう声も聞きました。このように心配の声も聞こえてくる地域住民の不安を一刻も早く取り除くのが大事だと思います。これが町民憲章でうたう、町の目指す住みたい町、住み続けたい町の基本だと私は思います。

また、先日、町内会の方が役場に電話をかけた際、要望は町内会を通してください、こう言われたそうでございます。言われた町民は大変憤慨しておりました。なぜならば、先ほど話したみたいに何年も前からの要望だということを知っていたからでございます。

このように、地域からの要望事項あるいは回答については単に係の机の中にしまっているものなの
でしょうか。これは皆さんがこういう事案を共有することが大事だと、私はこのように思います。

ですので、是非これを確認してほしいなということを申し上げて壇上からの質問を終わります。

（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員にお答えいたします。

1 点目の子どもとお年寄りに優しい歩道の整備についてであります。まず車道や歩道の白線が消えていることについては、他の事業を優先していたことから対応が遅れておりますが、来年度以降、車や歩行者の通行が多い箇所を中心に継続的に整備を行っていきたいと考えております。

次の道路脇の雑木についてであります。職員のパトロールはもとより、町民からの情報提供があった際には現場を確認し対応しているところであり。ただし雑木の伐採については、基本的には所有者が対応することになっており、町で勝手に伐採することはできないことから、所有者に対して伐採していただくようお願いをしているところであり。所有者が対応できない場合には、所有者からの承諾が得られれば町で対応することとしております。また、道路脇の雑草については道路維持のための会計年度任用職員を1名雇用していることから、通行量の多い道路を中心に順次対応しているところであり。

次に、歩道が波打っているところと歩道の縁石が高いところについては、現場を確認し、必要に応じて順次対応していきたいと考えております。

次に第2点目、町内会からの要望についてであります。毎年1月に各町内会からの要望が提出され、それに対して町で回答を行っているところであり。その際に、回答が記されているが進展が見られないとのことでありますが、議員も御承知のとおり各町内会から毎年多くの要望が出されております。町では要望があった全ての現場を確認し、優先順位を決めて対応しているところであり。その中ですぐに対応できるものもあれば、対応に時間を要するものも多くございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、議員御指摘の平中から病院通りの道路の拡幅等については数年前に要望があり、用地の協力も得られるとのことから町内会と協議を進めておりましたが、数年前に用地の協力者がお亡くなりになったことに伴い協議が止まっている状況であり、それ以降、要望もない状態となっております。事業を行うためには地元の協力が不可欠であることから、町としても今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

次に、町民が直接役場に要望した際には受け付けないのかとの質問であります。個人で要望に来られてもお断りすることはございません。ただ、要望の中には町内会を通してもらうほうがスムーズにいくと考えられるものもあることから、そのような場合には町内会にお話しいただくようお願いしておりますが強制することはございません。町としては、個人からであっても町内会からであっても、すぐに対応できるかは別として要望に対しての対応を変えることはございません。いずれにいたしましても、現在実施している事業の兼ね合いもありますので対応に時間がかかるものもございますが、創意工夫を行い、少しでも早く対応できるよう今後も誠実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

7 番（太田満則君） まず1番目の質問についてであります。今しゃべったみたいに、それこそお金

がないと、ほかの事業を優先すると、こういうような話でございますが、私のほうではこれ平成28年の10月の町内会からの要望事項、これは、この第一平中と一緒に要望していました。その要望に対する進捗状況の報告書でも、「側溝の改良及び泥上げについては、昨年現地を確認し、当面は側溝の清掃等により対応します。旧火葬場へ至る側溝については拡幅改良工事の計画も考えていることから、その中で対応したいと、このように思っております」こう回答してございます。その後、何年もこのような回答でございます。つまり、町内会あるいは地域に言わせれば、毎年判で押したようなこういう文言で、役場は言葉遊びしているのかとこういう話も聞きます。ほかのほうも見てみれば、私のほうでないですよ、ほかのほうも見てみれば、ほぼこのような前年を踏襲したような回答。先ほど町長しゃべったみたいに、ほかのものにお金を使っているから、あるいは使う予定だからお金がないと、こういうことなんだろうが、ほぼほぼ同じような回答になってございます。私は、先ほど話したみたいに地域の人が困っているつつうんであればやっぱりそれを優先する、これが地域の人を納得させる一番の近道あるいは解決方法だ、こう思います。このことについてはどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問にお答えいたします。

太田議員も総務課長をやっておられましたので、この行政連絡員からの要望事項等の中身については十分御承知だと思います。判を押したように回答しているということでございます。予算がない、そういうことを私たち職員が軽々しく口をするべきではないと思いますけれども、限られた予算の中でこの膨大な要求、要望事項を一遍に解決することは不可能でございます。先ほども町長の方からありましたけれども、町としては職員で全部の現場を毎年確認しております。その中で、どれぐらいの緊急性があるのか、どれぐらいの事業費がかかるのか、どれぐらいの期間がかかるのか、それをやることによってほかの事業へどういう影響が出るのか、このようなことを検討して優先順位を決めて実施しております。判で押したようにということでもありますけれども、実施しないということではありませんので前向きで検討していくという回答しかできないのが実情でございます。今後も、まず限られた予算の中で効率よく事業を運営していくように課としてはやっていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 先ほど、歩道の件も言いました。高いところから道路面に下りる際の、それこそ一段高くなっていると。普通歩くのには問題はないが、先ほど話をしたみたいに車椅子だったり、あるいは乳母車だったりとなれば、当然躊躇すると思う。そして、横断歩道を渡るとすれば、横断歩道のないところを渡らなければ駄目だと。もし仮に交通事故みたいなものが起きたとしたら、よく言われるのは信号機を通っていなかった、あるいはちゃんとした横断歩道とかと、そういう標識を守らなかったと、こう言われるのが落ちでございます。たまたまあその場所でそういうのがあったと私は聞いてはいませんが、私は、分かった以上、早く改良すべきだと、こう思いますかどうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問にお答えいたします。

太田議員おっしゃった現場のほう、課で全部確認しております。おっしゃるとおり横断歩道がある場所、片側には切下げになっておりまして通行ができますけれども、片側は縁石が高い状態で確かに

車椅子等で通られる方にとっては不便な状況でございましたので、来年度以降、対応できるものから速やかに対応していきたいと考えております。また、議員おっしゃった場所以外にも確認しますとそういうところが何か所かありますので、ここについても来年度以降、速やかに対応していきたいという具合に考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 確認できたところから早く実施してほしいなど、こう思います。またそのほかに、道路に穴ぼこは言わないけれども、そういう箇所が何か所か見受けられます。担当課に言えばこのくらいはいいんでねえかと、こう思うような箇所であっても、地域の人にとってみては、例えば暗い夜道を歩く際には足を引っかけるとか、あるいは足を引っかかったとか、こういう話も聞きますので、是非皆さんで歩いて確認をしてほしいなど、こう思います。そして早く補修してほしいなど、こう思います。

早く補修してほしいという一つに、実は小学校の西側の駐車場、前に少し話をしたら、バラス、それこそ碎石を入れたわけですが、碎石は御承知のとおり、車が動いたりすれば、すぐ掘れてしまいます。今現状もそういう具合に掘れている箇所が何か所もあります。あそこには、夕方、遅い時間、少し暗くなってからも子どもたちを迎えに親たちがよく来ます。要するに利用者が多いと、こういうことでございます。確認をして、私はすぐ穴埋めするべきでないかと、このように思います。是非やってほしいなど、確認してほしいなど、こう思いますのでどうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問にお答えいたします。

その場所については、昨年度から話になっておりました。その西側の駐車場については地域整備課の管轄ではございませんので、担当課の方へ予算を確保して全面的な舗装をしたほうがいい、穴埋めだけではもう対応できないような状態であるということをお話ししておりますので、あとは担当課の方で予算の確保を目指して対応していただければという具合に考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 担当課と、こう言えば、たぶん教育委員会だと私は思います。教育委員会に予算があるかないかと、あるいは予算を計上するかしないか、それ次第だということかもしれませんが、やはり地域の人が困っているそういう場所には目を向けてほしいと、こう思うんです。自分がということではなくして、やっぱり役場としてそういう対応をしなければならないと私はこう思っております。先ほど来、お金がないお金がない、予算がないと、こういう話もします。本当にそうなんでしょうかと。というのは、私、違う機会にも言ったんですが、庁舎建設には普通の建て方とリース方式でやることによって3億4,000万円、5,000万円の差があると。それは高いんですよ。普通、一般の家庭でいえば安いものを、いいものを、こういう具合に求めると思うんです。今も話をしているみたいに、話をするたびにお金がない、金の捻出先がと、こう言うのであれば、やはりそういうところから見直しすべきだと、こう思います。先ほど話したみたいに、地域の困っていることについては早急に対応してほしいと。それから、お金の捻出については、先ほどお話ししたみたいに捻出先をいろいろ考えてほしいということでございます。町長どんです。今しゃべったみたいに、皆さん、よく話するのは、お金がないと、こういう話をよく言うんです。あるいは地域の人が要望に行ったり、お金のかかる話で行ったと言われれば、一番先に言われるのがそうお金がないと、こういう言われ方

をすると、役場どうなってるのとかよく言われますので、町長自らそういうのは、お金をかかるのをやるということであるのであれば、ほかのものも優先してやるべきだと私はこのように思いますがどうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）まあ、お金がない、お金がないと。ということは、
——まあ、この辺だと思います。確かにお金はございません。ただ、職員は一生懸命頑張っていて、お金がないなりに捻出して今現在の町政が執行されているということを御理解いただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）私の言っているのに何も答えてないんでないの。私が言っているのは、
——せという話でないんです。これから建設しようとする役場庁舎、リース方式と普通の方式でいけば3億四、五千万高いと。もしかすれば、この後、物価が上がっている
ので、もっと差があるかも分かりません。そういうのを見直して地域の人たちが困っている、要望しているものを優先すべきでないかということを言っているんです。
——

——役場の事業の中で見直しできるものは見直しすべきでないのと、こういうことなんです。
——改めてどうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）まあ、——するということではない
といいますが、太田議員があえて新庁舎の話に言及したので今こういう話をしているわけで、まあ職員の皆さんが辛抱辛抱を重ねて財源を捻出して、今現在、町の事業が執行されているということで
ございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）ちょっとおかしいんでないか。私が言っているのは、庁舎建設に、そういう建設方法において3億四、五千万円の差があると、どうしてその高いほうにこだわるのかと。そういうのをこだわらなければ地域にちゃんと還元できるんでないかということなんです。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）暫時休憩します。太田議員の質問について議運でちょっと関連がないかどうか、協議しますのでお願いします。

午後2時37分 休憩

午後2時47分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

今の太田議員の質問について議運のほうから暫時休憩の話になりまして、協議した結果、拡大解釈とは言えないと。今の予算の云々まで話が波及しましたけれども、拡大質問ではないということで太田議員の質問を再開いたします。（「はい」の声あり）はい、太田議員。

7 番（太田満則君）私、財源の捻出について庁舎の件について言いました。先ほどの答弁の中で、

いろんなのから捻出して事業を進めたいと、このような話もあったので、それに私は同意します。ということで庁舎の件については、話はしたけれども固執はしないということでございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田議員。（「はい」の声あり）

7 番（太田満則君）私先ほど来、話していて財源云々の話もしましたが、先ほど道路の、それこそ伐採とか、あるいは草刈りとか、こういう話もしました。それについては前に同僚議員も質問しましたが、今回走ってみて、草木ですので時間がたてば伸びるということもありますので、是非早急にそれらに対処してほしいと、こう思いますので担当課いいでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）太田議員の質問にお答えいたします。

雑木の伐採につきましては、先ほど対応のやり方については町長が答弁したとおりでございます。職員のパトロール等でも、現場に行った際に注意深く確認し対応することとしておりますけれども、それだけでは全部対応できてないのが実情でございます。あとは地域の住民、町内会からの要望もございまして、その際には現場へ行って、現場を確認して対応することとしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）たまたまそこに、目の前にいる教育長と目が合ったので言いますけれども、私先ほど校舎の西側、結構穴開いているところに碎石を入れて補修はしたんでしょうけれども、今になれば結構また掘れているという箇所が多いです。是非確認して、それこそ担当課で予算もねばまいねってば予算もねばまいねか分かんないけれども、それに対応していきたい、したいと、こう思いますのでよろしくお願いいたします。

以上、私からの質問をこれで終わります。

議 長（船橋健人君）以上で、7番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、3番内海 伸君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、3番内海 伸君。

3 番（内海 伸君）3番内海 伸、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私は乳がん検診向上に向けての啓発活動についてお話しさせていただきます。

特定健診の受診率は全国37.5パーセント、青森県36.7パーセントに比べ平内町は42.4パーセントと上回っております。当町では、春に検診申込書を配布して予約を取りまして、7月から8月にかけて実施しております。個人の意識向上もあるとは思いますが、健康増進課の働きかけが大きく寄与されている数字だと思われます。しかし、残念なことに、がん検診の受診率は低く、早期に発見できればと思われる場合が多くあります。当町では重症になってから受診する方が多く、1人にかかる医療費は県内で6位と高額になっております。検診しているがんの中で、個人で早期発見できるのが乳がんです。乳がんは早期発見、治療することで生存率が高く、自己触診で自分で見つけれらるがんと言われております。そのため、乳がんの正しい知識を広め、早期発見、診断治療の重要性を伝える啓発活動を強化しなければならないと思います。1980年代にアメリカの1人の女性が家族3人を乳がんで亡くし、自分が受けた悲しみを繰り返さないようにピンクリボンをつくり、啓発活動を始めたのがピンクリボン運動と言われております。

その趣旨は次のとおりです。

1、乳がんを身近な問題として意識する。

2、がん検診を受けるのが当たり前の社会を目指す。

来月の10月1日がピンクリボンデーで10月はピンクリボン月間とされております。どなたもこのピンクリボンとは耳にしたことがあるとは思いますが、当町でもこのピンクリボン運動の啓発活動の強化をできないものかとお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、内海議員の御質問にお答えいたします。

乳がん検診向上に向けての啓発活動で、当町でもピンクリボン運動の啓発活動の強化ができないものかについてであります。議員御承知のとおりピンクリボン運動は1980年代にアメリカで始まった乳がんの啓蒙運動として広く知られているものであります。

現在、当町では乳がん検診について、集団検診では40歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施しておりますし、また、個別検診では令和6年度末で41歳から61歳までの5歳刻みの対象者の方に対して無料クーポン券を5月に発送し、御自分の都合の良いときに乳がん検診が受診できるよう、県内8つの医療機関で受診できる体制を取りながら受診率向上を目指しております。

しかしながら、乳がん検診の受診率は令和4年度では19.7パーセントとなっており、他の検診同様低い状況であることから、今回、内海議員からの御提案を踏まえ、今後は通常11月に行っている未受診者の方への勧奨通知発送時期をピンクリボン月間である10月に前倒しすることで受診機会があることを少しでも早期にお知らせするとともに、11月から2月までとはなりますが、町内での集団検診を御都合により受診できなかった方を対象とした集団検診のフォローアップ検診のお知らせの中で乳がん検診を受診できる機会があることを周知してまいります。

また、乳がんで命を落とす方を1人でも減らせるように、40歳を過ぎたら2年に1回は乳がん検診を受け、早期発見・早期治療を行うことが大切であるといった内容の広報を行うほか、10月に実施される平内町健康展においてもPRするなど、乳がん検診の受診率向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、3番内海 伸君。（「はい」の声あり）

3 番（内海 伸君）8月の後半だと思うんですけども、防災無線でアナウンスがあり、何日かちょっと忘れたんですけども、乳がん検診、子宮がん検診の実施をしますと。やはりそういうふうに耳に入るのと目に見るといのはとても大切だと思いますし、現在、世界の中で9人に1人は乳がんにかかっている方がいらっしゃるようで、特に30代から60代がピーク、やっぱり乳がんが減少している国では検診が8割行われているという情報もあるので、何とか平内でも乳がんにかかってもすぐ見つけて治療できる、今は女性だけでなく男性もなっている方もいらっしゃいますので、是非皆さんも触診をして、1人でも多く、早く見つかる、治療するという状況をつくっていければと思います。

以上で質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）何で今立ったかといいますと、実は私の妻も乳がんで亡くなっております。1月に乳がんを発見して、それで、息子の受験がございまして、3月はスルー、そして9月まで半年以上おいて、そして手術をいたしました。そしたら、5年もつかどうかと。5年目に再発いたしました、日本で唯一抗がん剤を使わない治療の病院を探して自分で大阪へ行きました。――

議 長（船橋健人君）町長。終わります。

町 長（船橋茂久君）すみません。ついつい自分のことで感極まってしまいました。大変失礼いたしました。そういう状況でございました。どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君）以上で、3 番内海 伸君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2 質 疑

議 長（船橋健人君）日程第2、「議案第53号」から「議案第75号」までの以上23件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3 決算特別委員会設置

議 長（船橋健人君）日程第3、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第53号」から「議案第62号」までの各案件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第53号」から「議案第62号」までの10件については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

◇

日程第4 議案付託

議 長（船橋健人君）日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第53号」から「議案第70号」まで及び「議案第74号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり決算特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日7日及び8日は町の休日のため休会であります。

お諮りします。

来る9月9日は議案熟考のため、10日及び11日は決算特別委員会開会のため、また12日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、９月９日から１２日までの４日間は休会となります。

来る９月１３日は午前１０時から会議を開きます。

なお、決算特別委員会は９月１０日午前１０時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午後２時５４分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、決算特別委員会報告
- 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7、発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第 8、発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 日程第10、発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案
- 日程第11、議員派遣の件
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1名

9 番 畑 井 勝 廣君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿

事務局長補佐 石 岡 むつき

振鈴（午前１０時 開 議）

議 長（船橋健人君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。議場に携帯電話、スマートフォン等をお持ちの方は電源を切るようによりしくお願いいたします。

それではただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が１１人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第３号により進めます。

日程に入る前に、町長より、９月６日の一般質問における発言について、不必要な発言等があったため、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。９月６日及び１１日、議会運営委員会を開催し、調査、協議の結果、不必要な発言等であるとの結論にいたりました。この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

よって町長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 先日の一般質問で私的な発言をしてしまいまして大変申し訳ございませんでした。



日程第１、決算特別委員会報告

議 長（船橋健人君） それでは、日程第１、決算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第３７条の規定により、「議案第５３号」から「議案第６２号」までの１０件を一括して議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。（「議長」の声あり）はい、６番田中茂勝君。

決算特別委員会委員長（田中茂勝君） それでは決算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第５３号 令和５年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第５４号 令和５年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第５５号 令和５年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第５６号 令和５年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第５７号 令和５年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第５８号 令和５年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第５９号 令和５年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第６０号 令和５年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第６１号 令和５年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第６２号 令和５年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」以上１０件について、９月１０日、１１日審査会を開き、慎重

審査の結果、いずれも「認定すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第53号」から「議案第62号」までの10件については、委員長報告は「認定すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第53号」から「議案第62号」までの10件は、委員長報告のとおり「認定」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「議案第63号」から「議案第70号」まで及び「議案第74号」の以上9件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、6番田中茂勝君。

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君）それでは、総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第63号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第64号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第70号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第74号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」以上5件について、9月12日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番亀田弘徳君。経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第63号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第65号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第66号 令和6年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第67号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第68号 令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案」以上5件について、9月12日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「議案第63号」から「議案第70号」まで及び「議案第74号」の以上9件を一括して採決します。お諮りします。

付託案件に対する委員長報告は、議案は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第63号」から「議案第70号」まで及び「議案第74号」の各議案は「可決」と決定しました。



日程第3、議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第3、「議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第71号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第71号 平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第71号」は「可決」されました。



日程第4、議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課 須藤指導監。

福祉介護課指導監（須藤昌毅君）（「議案第72号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第72号 平内町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第72号」は「可決」されました。



日程第5、議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第5、「議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、健康増進課長。

健康増進課長（大水 要君）（「議案第73号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）保健証の廃止ということで、マイナンバーカードを取得している人は12月2日以降も翌年の7月31日まで引き続き使用することができるわけなんですけど、カードを取得していない場合ですね、これにつきましては資格確認書が交付されると。その後ですね、厚労省の方では有効期間は5年以内で保険者、自治体がですね期間を設定することができるというふうにしておりますけども、当町ではこの設定期間をどのようにしておりますか。併せて後期高齢者の保険の方も伺います。

議 長（船橋健人君）はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君）ただいまの田中光弘議員の御質問にお答えいたします。資格確認書の有効期限は5年以内で各保険者で設定することとされておりますが、先日、県からの情報によりますと県内では現在発行済の被保険証の有効期限と同一とすることを基本としております。その後は1年を基本とすることになっております。

また、後期高齢につきましては、現在年数等は示されておられません。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）更新にあたりましては、申請は要しないと。そういうこともありますが、やっぱりこういう被保険者にとってみれば新しいこういう制度、廃止になるというこういう制度でありますんで、十分に広報活動に努めてほしいと思います。以上。

議 長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えいたします。窓口に来庁された際にも周知するよう心がけていきたいと思います。以上です。

議 長（船橋健人君）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認め質疑を終結します。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第73号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第73号」は「可決」されました。



日程第6、議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 長（船橋健人君）日程第6、「議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第75号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第75号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は「同意」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第75号」は「同意」されました。



日程第7、発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議 長（船橋健人君）日程第7、「発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番倉内清一君。

8 番（倉内清一君）「発議第5号、本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案」であります。

町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。

今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長より、現委員の、相坂俊悦氏を再度、候補者として、推薦することにしたい、とのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議したところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第であります。

相坂氏は、長年にわたる町職員としての豊富な行政経験から、広く社会の実情に通じ、住民の信頼も厚く、これまでの経験を生かして積極的に人権思想の普及高揚を図る活動に取り組むことが期待され、人権擁護委員にふさわしい方であります。

以上の見地から議会の意見としても「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく意見案を提出いたしましたので、議員各位の御理解をいただき、全会一致の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「発議第5号」は「可決」されました。



日程第8、発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第8、「発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）8番倉内清一君。

8 番（倉内清一君）「発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

特別委員会の設置について、「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、選任時期を明確にするため、条例の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第6号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「発議第6号」は「可決」されました。



日程第9、発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

議 長（船橋健人君）日程第9、「発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番倉内清一君。

8 番（倉内清一君）「発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」について御説明申し上げます。

議会の会議時間とその変更の取り扱いについては、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時刻を変更する必要があるときなど、会議への宣告ができないときでも「緊急を要するときその他の特に必要があるとき」は、議長が会議時間を変更することができるよう改正するもので

あります。

また、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について、「外とう、襟巻、かさ」は法令の表記に合わせ、「つえ」については障害者差別解消法の施行に鑑み削除、「写真機及び録音機の類」は議会の審議においてこうした機器を活用するにあたり厳格に解することの規定が支障になることなどから削除し、病気その他の理由により必要な携帯品については、許可制から届出制とすることが合理的であることから改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第7号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」については「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「発議第7号」は「可決」されました。



日程第10、発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第10、「発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番 倉内清一君。

8 番（倉内清一君） 「発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

本条例第20条第1項において、「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めたときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。」と規定されている。今後も引き続き条例の目的が達成されているか、任期中の議員が責任を持って検証することが必要である。しかし、2年ごとの検証となると改選後の議員が検証を行うには支障があるため、より円滑な条例の運用を図る上で改正は必要と考え、条例の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第8号 平内町議会基本条例の一部を改正する条例案」は「可決」すること

に御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「発議第 8 号」は「可決」されました。



日程第 11、議員派遣の件

議 長（船橋健人君）日程第 11、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第 129 条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については「承認」することに決定しました。



議 長（船橋健人君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、各議員に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり、町長より御挨拶があります。（「議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る 9 月 5 日開会いたしました本定例会では、「前年度の各会計にかかわる決算認定」及び「本年度の各会計補正予算案」並びに「人事案件」など、合わせて 23 件御提案申し上げておりましたが、本日、全案件ともそれぞれ御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは決算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう職員一同万全を期して参りますので、議員皆様方には、これまで同様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い

い申し上げ、私の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和6年第3回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午前10時41分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

